改　　　正	現　　　行	備　　考
航空障害灯／昼間障害標識の設置等に関する 解　説　・　実　施　要　領 令和４年１１月 国 土 交 通 省 航 空 局　交通管制部 管制技術課　航空灯火・電気技術室	航空障害灯／昼間障害標識の設置等に関する 解　説　・　実　施　要　領 令和４年４月 国 土 交 通 省 航 空 局　交通管制部 管制技術課　航空灯火・電気技術室	本文中の赤字下線が変更箇所になります。

改　　　　正	現　　　　行	備　　考
改正等一覧表	改正等一覧表	

改正

追録番号	適用年月日	番　　号	備　　考
	平成１５年１２月２５日	国空保第４１２号	制　　定
１	平成１７年　８月１７日	国空保第２０２号	一部改正
２	平成１８年　６月１４日	国空保第　８７号	一部改正
３	平成１９年１２月　５日	国空保第３３９号	一部改正
４	平成２０年１０月３０日	国空保第３８３号	一部改正
５	平成２１年１０月３０日	国空保第３８９号	一部改正
６	平成２３年　７月　１日	国空保第１７１号	一部改正
７	平成２４年　４月　６日	国空交企第５１３号	一部改正
８	平成２５年　３月　４日	国空交企第５９３号	一部改正
９	平成２６年　１月１７日	国空交企第４８９号	一部改正
１０	平成２７年　３月２７日	国空交企第６６６号	一部修正
１１	平成３０年　３月２７日	国空管技第７０２号	一部改正
１２	令和　元年　８月１３日	国空管技第１６８号	一部改正
１３	令和　３年　４月　１日	国空管技第８８９号	一部改正
１４	令和　４年　３月３１日	国空管技第７７０号	一部改正
１５	令和　４年１１月２２日	国空管技第４７６号	一部改正

現行

追録番号	適用年月日	番　　号	備　　考
	平成１５年１２月２５日	国空保第４１２号	制　　定
１	平成１７年　８月１７日	国空保第２０２号	一部改正
２	平成１８年　６月１４日	国空保第　８７号	一部改正
３	平成１９年１２月　５日	国空保第３３９号	一部改正
４	平成２０年１０月３０日	国空保第３８３号	一部改正
５	平成２１年１０月３０日	国空保第３８９号	一部改正
６	平成２３年　７月　１日	国空保第１７１号	一部改正
７	平成２４年　４月　６日	国空交企第５１３号	一部改正
８	平成２５年　３月　４日	国空交企第５９３号	一部改正
９	平成２６年　１月１７日	国空交企第４８９号	一部改正
１０	平成２７年　３月２７日	国空交企第６６６号	一部修正
１１	平成３０年　３月２７日	国空管技第７０２号	一部改正
１２	令和　元年　８月１３日	国空管技第１６８号	一部改正
１３	令和　３年　４月　１日	国空管技第８８９号	一部改正
１４	令和　４年　３月３１日	国空管技第７７０号	一部改正

改　　　　正	現　　　　行	備　　考
航空障害灯／昼間障害標識の設置等に関する解説・実施要領 目　次 第１章　目的 ……4 第２章　用語の定義 ……4 第３章　概要（法体系） ……5 （１）航空障害灯　設置対象物件 （２）昼間障害標識　設置対象物件 第４章　必要となる手続き ……8 （１）届出 （２）申請等 （３）通報 （４）手続きの流れ（図） （５）航空調査に関する手続き等 第５章　航空障害灯／昼間障害標識の種類、設置方法、省略等 ……11 （１）航空障害灯／昼間障害標識の種類と使用用途 （２）航空障害灯の設置方法 （３）昼間障害標識の設置方法 （４）物件頂部（塔屋類）の扱い （５）航空障害灯／昼間障害標識の省略 （６）その他（留意事項） 第６章　航空障害灯／昼間障害標識の設置免除 ……38 （１）風力発電設備群における風力発電設備に係る航空障害灯の設置免除 （２）架空線に係る航空障害灯の設置免除 （３）その他の設置免除 第７章　物件種別による具体的設置方法 ……40 （１）ビル等建物（アンテナ等塔屋の付属物を含む） （２）鉄塔 （３）煙突・柱類 （４）骨組構造 （５）ガスタンク、貯油漕等 （６）橋梁類 （７）風力発電設備 （８）複合物件 （９）ガントリークレーン (10) 工事用の仮設クレーン等 (11) 支線、係留気球等 (12) 告示で定める架空線 第８章　管理の方法 ……62 （１）航空障害灯の管理の方法 （２）昼間障害標識の管理の方法	航空障害灯／昼間障害標識の設置等に関する解説・実施要領 目　次 第１章　目的 ……4 第２章　用語の定義 ……4 第３章　概要（法体系） ……5 （１）航空障害灯　設置対象物件 （２）昼間障害標識　設置対象物件 第４章　必要となる手続き ……7 （１）届出 （２）申請等 （３）通報 （４）手続きの流れ（図） （５）航空調査に関する手続き等 第５章　航空障害灯／昼間障害標識の種類、設置方法、省略等 ……10 （１）航空障害灯／昼間障害標識の種類と使用用途 （２）航空障害灯の設置方法 （３）昼間障害標識の設置方法 （４）物件頂部（塔屋類）の扱い （５）航空障害灯／昼間障害標識の省略 （６）その他（留意事項） 第６章　航空障害灯／昼間障害標識の設置免除 ……37 （１）風力発電機群における風力発電機に係る航空障害灯の設置免除 （２）架空線に係る航空障害灯の設置免除 （３）その他の設置免除 第７章　物件種別による具体的設置方法 ……39 （１）ビル等建物（アンテナ等塔屋の付属物を含む） （２）鉄塔 （３）煙突・柱類 （４）骨組構造 （５）ガスタンク、貯油漕等 （６）橋梁類 （７）風力発電機 （８）複合物件 （９）ガントリークレーン (10) 工事用の仮設クレーン等 (11) 支線、係留気球等 (12) 告示で定める架空線 第８章　管理の方法 ……60 （１）航空障害灯の管理の方法 （２）昼間障害標識の管理の方法	再エネ特措法施行規則に合わせ、「風力発電設備」に統一

改　　　正	現　　　行	備　考
（３）改善命令 第９章　窓口 ……65 （１）航空障害灯／昼間障害標識の設置等に関する連絡・相談窓口 （２）空港等の周辺における設置等に関する確認 （３）航空障害灯／昼間障害標識の管理に関する連絡・相談窓口 別添１　空港事務所一覧表 別添２　航空障害灯／昼間障害標識の機能を損なった場合等の連絡先 付録１　昼間障害標識を設置しなければならない架空線を定める告示 ……71 付録２　航空障害灯及び昼間障害標識の設置免除の事務処理基準 ……72 付録３　航空障害灯及び昼間障害標識の設置免除の事務処理基準の細目 ……75 （削る） 付録４　航空法施行規則第１２７条の２第１号の規定に係る航空障害灯の設置に関する事務処理基準 ……77 付録５　航空障害灯及び昼間障害標識の設置基準等の事務処理基準 ……79 付録６　航空障害灯及び昼間障害標識の設置基準等の事務処理基準の細目 ……84 付録７　航空調査に関する業務実施要領 ……94 付録８　航空調査及び昼間障害標識における航空調査に関する業務実施要領運用指針 ……96 付録９　比較的太い煙突等（１５０ｍ未満）の塗色による視認性確保 ……98 付録１０　ライトアップ（イルミネーションを含む）中における航空障害灯の消灯について ……108 付録１１　風力発電設備（１５０ｍ未満）の塗色による視認性確保 ……111 付録１２　架空線に係る「支持物件海抜高低差と水平方向支持物件間隔一覧表」 ……114 付録１３　航空障害灯の種類別の変更指針 ……115 付録１４　航空障害灯／昼間障害標識の設置について（届出）等の記入要領 ……118	（３）改善命令 第９章　窓口 ……62 （１）航空障害灯／昼間障害標識の設置等に関する連絡・相談窓口 （２）空港等の周辺における設置等に関する確認 （３）航空障害灯／昼間障害標識の管理に関する連絡・相談窓口 別添１　空港事務所一覧表 別添２　航空障害灯／昼間障害標識の機能を損なった場合等の連絡先 付録１　昼間障害標識を設置しなければならない架空線を定める告示 ……69 付録２　航空障害灯及び昼間障害標識の設置免除の事務処理基準 ……70 付録３　航空障害灯及び昼間障害標識の設置免除の事務処理基準の細目 ……73 付録３-1　参考図（風力発電機群に係る航空障害灯設置状況イメージ図） ……75 付録４　航空法施行規則第１２７条の２第１号の規定に係る航空障害灯の設置に関する事務処理基準 ……76 付録５　航空障害灯及び昼間障害標識の設置基準等の事務処理基準 ……78 付録６　航空障害灯及び昼間障害標識の設置基準等の事務処理基準の細目 ……83 付録７　航空調査に関する業務実施要領 ……93 付録８　航空調査及び昼間障害標識における航空調査に関する業務実施要領運用指針 ……95 付録９　比較的太い煙突等（１５０ｍ未満）の塗色による視認性確保 ……97 付録１０　ライトアップ（イルミネーションを含む）中における航空障害灯の消灯について ……107 付録１１　風力発電機（１５０ｍ未満）の塗色による視認性確保 ……110 付録１２　架空線に係る「支持物件海抜高低差と水平方向支持物件間隔一覧表」 ……113 付録１３　航空障害灯の種類別の変更指針 ……114 付録１４　航空障害灯／昼間障害標識の設置について（届出）等の記入要領 ……117	

改　　　　　正	現　　　　　行	備　　考
第１章　　目的 （略） 第２章　　用語の定義 （略） 第３章　　概要（法体系） 航空障害灯／昼間障害標識は、航空機の航行の安全を確保するため、航空法第５１条及び第５１条の２に基づき、設置することが義務付けられています。航空法第５１条に基づく航空障害灯及び第５１条の２に基づく昼間障害標識の設置が必要となる設置対象物件の基準は、以下のとおりとなっています。 なお、一定の条件を満たし国土交通大臣の許可又は承認を得た物件はこれらの設置が免除され、航空障害灯／昼間障害標識が不要となります（付録２参照）。また、昭和３５年６月１日に現存していた物件については、航空障害灯／昼間障害標識の規定は適用外（航空法附則による経過措置の適用）となっています。 （１）航空障害灯　設置対象物件 （略） （２）昼間障害標識　設置対象物件 ①　（１）①の高さ６０m以上となる物件のうち、以下のいずれかに該当する物件 ア　煙突、鉄塔、柱、その他の物件で、水平方向３６０度から視認され得る最小投影幅（アンテナ等の付属物を除く）が高さの１０分の１以下となるもの（その支線を含む） イ　風力発電設備 ウ　骨組構造 エ　国土交通大臣が告示で定める架空線 オ　係留気球（その支線を含む） ②～④　（略） 第４章　　必要となる手続き 航空障害灯／昼間障害標識の設置者に必要となる諸手続きの流れは以下のとおりとなっています。又、窓口は第９章のとおりです。 （１）～（３）　（略） （４）手続きの流れ（図）	第１章　　目的 （略） 第２章　　用語の定義 （略） 第３章　　概要（法体系） 航空障害灯／昼間障害標識は、航空機の航行の安全を確保するため、航空法第５１条及び第５１条の２に基づき、設置することが義務付けられています。航空法第５１条に基づく航空障害灯及び第５１条の２に基づく昼間障害標識の設置が必要となる設置対象物件の基準は、以下のとおりとなっています。 なお、一定の条件を満たし国土交通大臣の許可又は承認を得た物件はこれらの設置が免除され、航空障害灯／昼間障害標識が不要となります（付録２参照）。また、昭和３５年６月１日に現存していた物件については、航空障害灯／昼間障害標識の規定は適用外（航空法附則による経過措置の適用）となっています。 （１）航空障害灯　設置対象物件 （略） （２）昼間障害標識　設置対象物件 ①　（１）①の高さ６０m以上となる物件のうち、以下のいずれかに該当する物件 ア　煙突、鉄塔、柱、その他の物件で、水平方向３６０度から視認され得る最小投影幅（アンテナ等の付属物を除く）が高さの１０分の１以下となるもの（その支線を含む） （新設） イ　骨組構造 ウ　国土交通大臣が告示で定める架空線 エ　係留気球（その支線を含む） ②～④　（略） 第４章　　必要となる手続き 航空障害灯／昼間障害標識の設置者に必要となる諸手続きの流れは以下のとおりとなっています。又、窓口は第９章のとおりです。 （１）～（３）　（略） （４）手続きの流れ（図）	航空法施行規則の改正に合わせ、風力発電設備を追加

改　　　正	現　　　行	備　考

改正

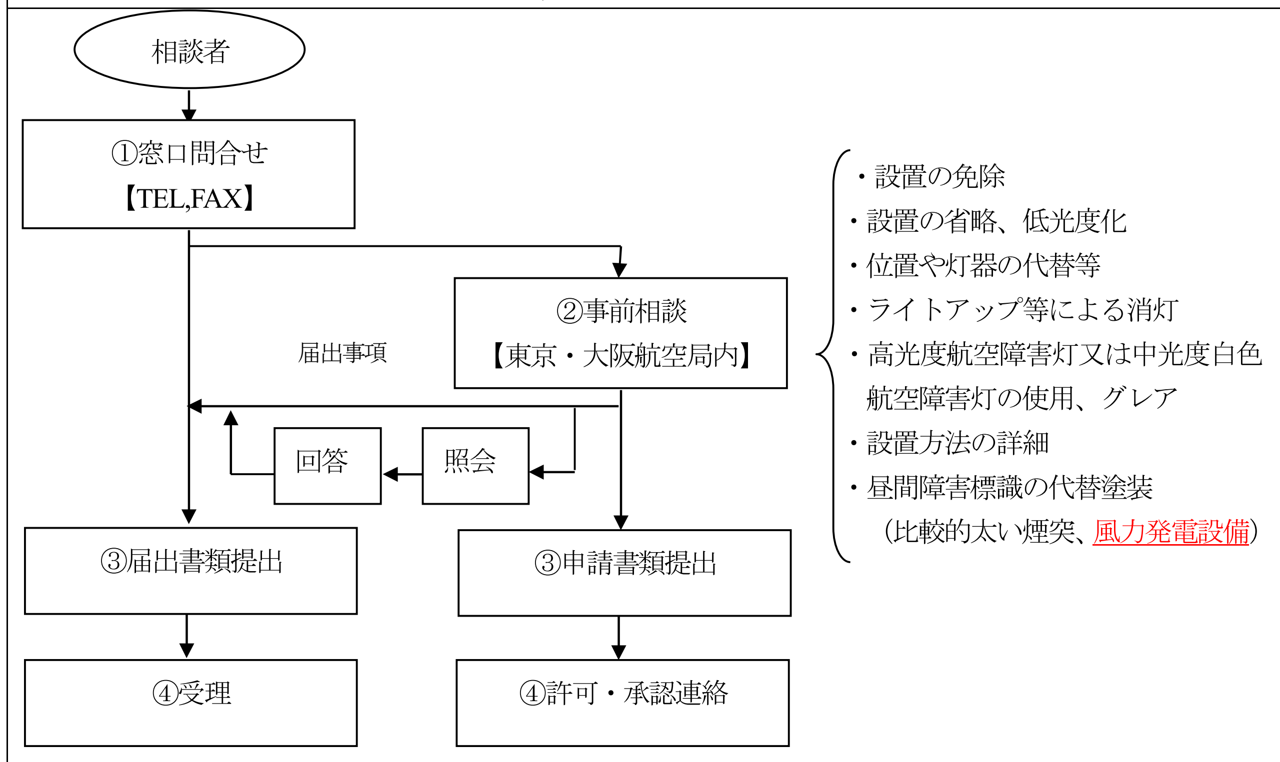

注：事前相談に際しては、相談に来局される方を長くお待たせすることを避けるため、時間の予約を原則としておりますのでご了承ください。

（５）　（略）

第５章　　航空障害灯／昼間障害標識の種類、設置方法、省略等

航空障害灯／昼間障害標識の種類、使用用途、設置位置、設置される各段の灯器数、設置時の仰角等は、次のとおりとなっています。

（１）～（３）　（略）

（４）　物件頂部（塔屋類）の扱い
①～②　（略）

＜表５－１０：塔屋類の扱い＞

塔屋類の高さ	０～３ｍ未満	３ｍ以上～１０．５ｍ未満	１０．５ｍ以上～１２ｍ以下
航空障害灯	不要	設置	
昼間障害標識	不要		設置

（５）航空障害灯／昼間障害標識の変更又は省略

現行

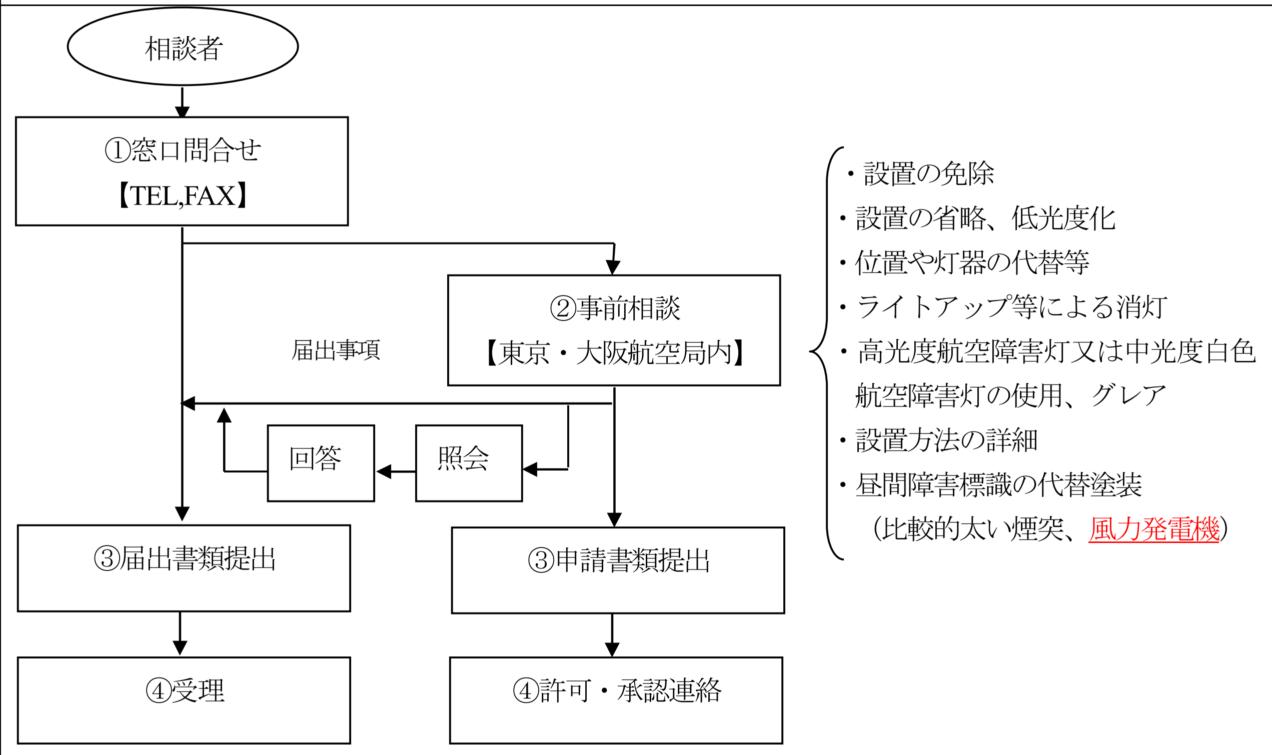

注：事前相談に際しては、相談に来局される方を長くお待たせすることを避けるため、時間の予約を原則としておりますのでご了承ください。

（５）　（略）

第５章　　航空障害灯／昼間障害標識の種類、設置方法、省略等

航空障害灯／昼間障害標識の種類、使用用途、設置位置、設置される各段の灯器数、設置時の仰角等は、次のとおりとなっています。

（１）～（３）　（略）

（４）物件頂部（塔屋類）の扱い
①～②　（略）

＜表５－１０：塔屋類の扱い＞

塔屋類の高さ	０～３ｍ以下	３ｍ超～１０．５ｍ未満	１０．５ｍ以上～１２ｍ以下
航空障害灯	不要	設置	
昼間障害標識	不要		設置

（５）航空障害灯／昼間障害標識の変更又は省略

備考

再エネ特措法施行規則に合わせ、「風力発電設備」に統一

誤記修正

<table>
<tr><th>改　　　正</th><th>現　　　行</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>③～②　（略）</td><td>①～②　（略）</td><td></td></tr>
<tr><td>③風力発電設備群（複数の風力発電設備で構成されるものをいう。以下同じ。）における風力発電設備に設置する航空障害灯の省略</td><td>③風力発電機群（地上高３１５m以下の複数の風力発電機で構成されるものに限る。以下同じ。）における風力発電機に設置する航空障害灯の省略</td><td></td></tr>
<tr><td>ナセル頂部が１０５m以下の高さの風力発電設備群において、同時に閃光する中光度白色航空障害灯が次の風力発電設備のナセル頂部に設置されている場合は、低光度航空障害灯を省略することができます。（図５－２９参照）
a．海抜高が最も高い物件
b．当該風力発電設備群の輪郭を示す物件（ナセル頂部において隣り合う航空障害灯の設置間隔が900m以下となるように航空障害灯が設置されたものに限る。）

なお、通常の風力発電設備への航空障害灯の設置方法は第７章（７）をご確認ください。</td><td>風力発電機群において、同時に閃光又は明滅する航空障害灯が次の風力発電機に設置されている場合は、一部の航空障害灯を省略することができます。（図５－２９参照）
a．海抜高が最も高い物件
b．当該風力発電機群の輪郭を示す物件（ナセル頂部において隣り合う航空障害灯の設置間隔が900m以下となるように航空障害灯が設置されたものに限る。）

なお、通常の風力発電機への航空障害灯の設置方法は５４頁をご確認ください。</td><td>風力発電設備群において、ナセル高さが105m以下であるときの省略の基準を通達に合わせて修正</td></tr>
<tr><td>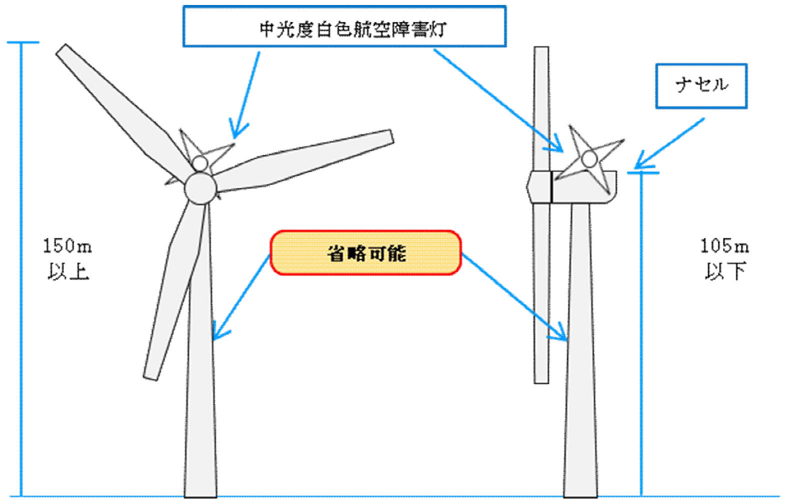
</td><td>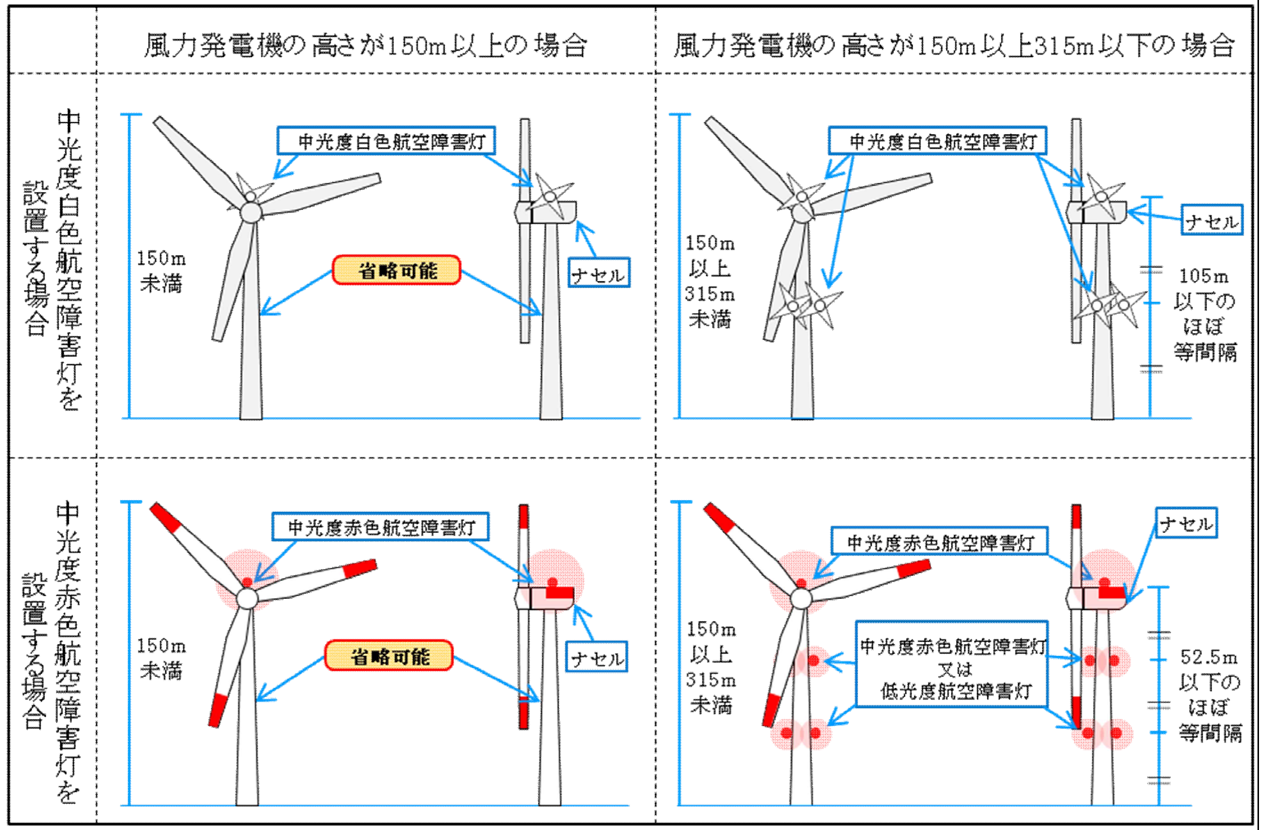

※中光度赤色航空障害灯を使用する場合は、昼間障害標識の設置が必要です。</td><td></td></tr>
<tr><td>図５－２９　風力発電設備群を構成する高さが150m以上かつナセル頂部が105m以下の高さの風力発電設備に設置する低光度航空障害灯の省略</td><td>図５－２９　風力発電機群を構成する風力発電機に設置する航空障害灯の省略</td><td>図の内容に合わせてタイトルを修正</td></tr>
<tr><td>（６）（略）</td><td>（６）（略）</td><td></td></tr>
<tr><td>第６章　航空障害灯／昼間障害標識の設置免除

一定の条件を満たすことで、航空障害灯／昼間障害標識の設置免除が可能です。</td><td>第６章　航空障害灯／昼間障害標識の設置免除

一定の条件を満たすことで、航空障害灯／昼間障害標識の設置免除が可能です。</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>改　　　正</th><th>現　　　行</th><th>備　考</th></tr>
<tr>
<td>
ただし、事前に設置免除申請手続きを行い、当局の許可又は承認を受ける必要がありますので、物件の設置を予定されている場合は第９章の窓口へお問い合せください。なお、空港の制限表面の投影面に設置する物件等、航空機の航行の安全を害する恐れのある物件については免除できない場合があります。

（１）風力発電設備群における風力発電設備に係る航空障害灯の設置免除
風力発電設備群において、同時に閃光又は明滅する航空障害灯が①海抜高が最も高い風力発電設備、及び②当該風力発電設備群の輪郭を示す風力発電設備（ナセル頂部において隣り合う航空障害灯の設置間隔が 900m 以下となるように航空障害灯が設置されたものに限る。）に設置されているとき、以下の風力発電設備に係る航空障害灯の設置免除が可能です。
イ．当該風力発電機設備の輪郭を示す風力発電設備を結ぶ線分により囲まれた部分に位置する物件
ロ．当該風力発電設備群の輪郭を示す風力発電設備の頂上を結ぶ線分及び当該線分と水平方向に直交する当該頂上を起点とする長さ 150m 未満の線分で形成する線分の下方に収まる物件

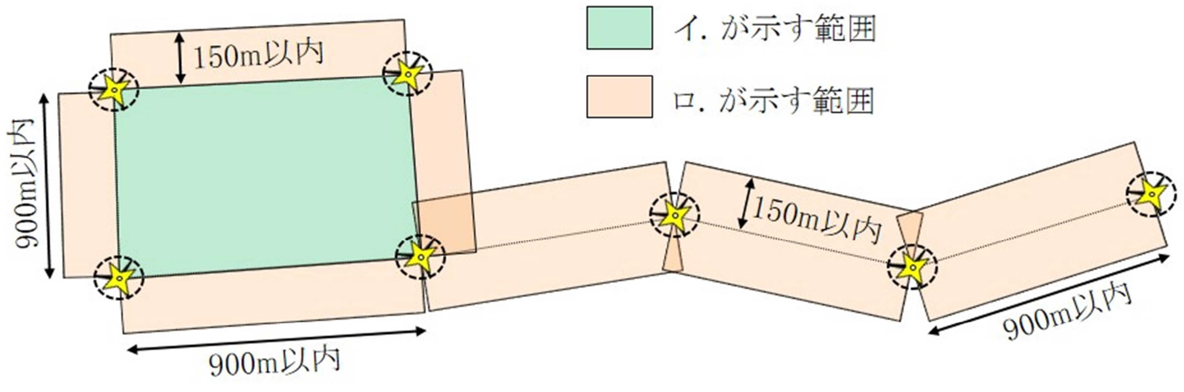

図６－１　風力発電設備群において航空障害灯の設置免除が可能な範囲

具体的な免除可否については図６－２を参照してください。
</td>
<td>
ただし、事前に設置免除申請手続きを行い、当局の許可又は承認を受ける必要がありますので、物件の設置を予定されている場合は第９章の窓口へお問い合せください。なお、空港の制限表面の投影面に設置する物件等、航空機の航行の安全を害する恐れのある物件については免除できない場合があります。

（１）風力発電機群における風力発電機に係る航空障害灯の設置免除
風力発電機群において、同時に閃光又は明滅する航空障害灯が①海抜高が最も高い風力発電機、及び②当該風力発電機群の輪郭を示す風力発電機（ナセル頂部において隣り合う航空障害灯の設置間隔が 900m 以下となるように航空障害灯が設置されたものに限る。）に設置されているとき、以下の風力発電機に係る航空障害灯の設置免除が可能です。
イ．当該風力発電機群の輪郭を示す風力発電機を結ぶ線分により囲まれた部分に位置する物件
ロ．当該風力発電機群の輪郭を示す風力発電機の頂上を結ぶ線分及び当該線分と水平方向に直交する当該頂上を起点とする長さ 150m 未満の線分で形成する線分の下方に収まる物件

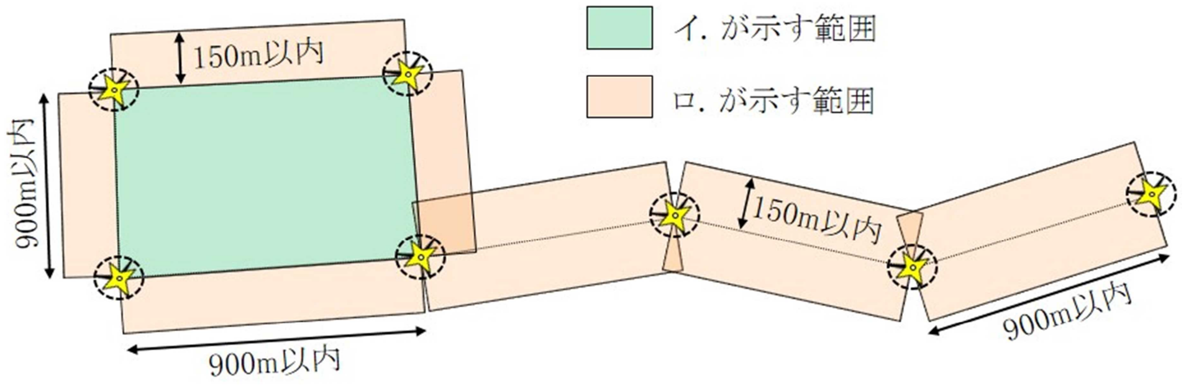

図６－１　風力発電機群において航空障害灯の設置免除が可能な範囲

具体的な免除可否については図６－２を参照してください。
</td>
<td>再エネ特措法施行規則に合わせ、「風力発電設備」に統一</td>
</tr>
</table>

改　　　正	現　　　行	備　　考
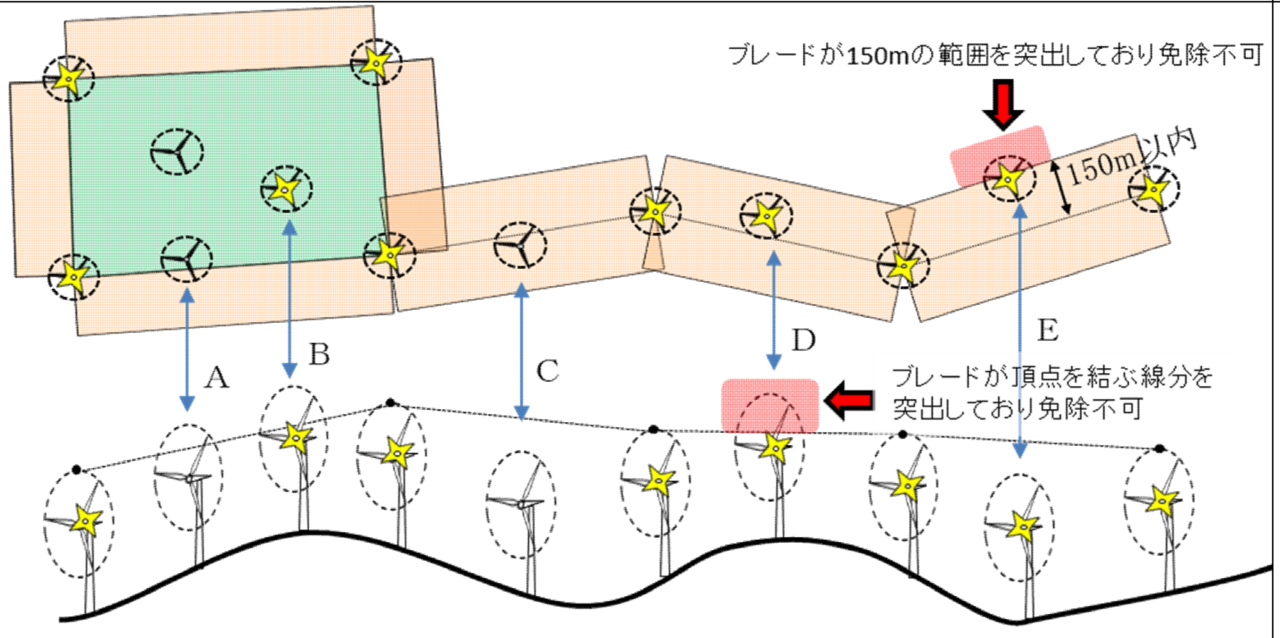 	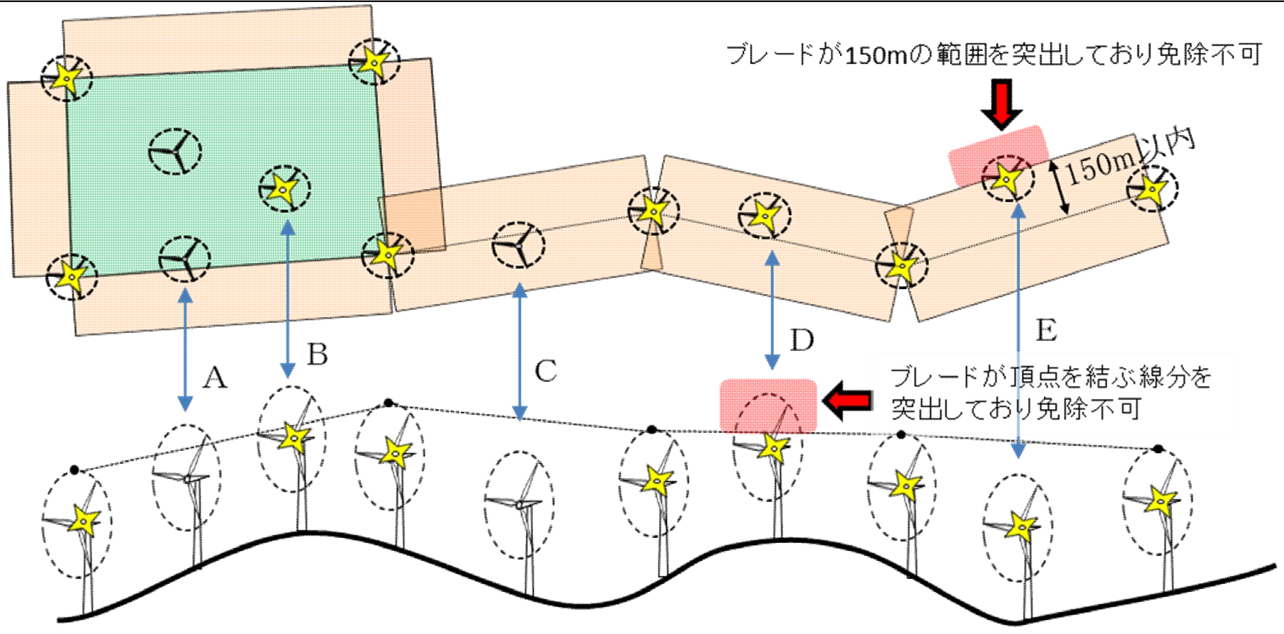 	
A:イの範囲に位置するため免除可能(風力発電設備の頂点を結ぶ線分より高くても免除可能 B:最も海抜高さが高い物件であるため航空障害灯の設置が必要 C:ロの線分の下方に位置するため免除可能 D:ロの線分の下方に位置しないため免除不可(ブレードが頂点を結ぶ線分を突出) E:ロの線分の下方に位置しないため免除不可(ブレードが150mの範囲を突出)	A:イの範囲に位置するため免除可能(風力発電機の頂点を結ぶ線分より高くても免除可能) B:最も海抜高さが高い物件であるため航空障害灯の設置が必要 C:ロの線分の下方に位置するため免除可能 D:ロの線分の下方に位置しないため免除不可(ブレードが頂点を結ぶ線分を突出) E:ロの線分の下方に位置しないため免除不可(ブレードが150mの範囲を突出)	
※すべての航空障害灯を同時に閃光又は明滅させる必要があります。 ※中光度赤色航空障害灯を設置する場合は、すべての風力発電設備に昼間障害標識の設置が必要です。	※すべての航空障害灯を同時に閃光又は明滅させる必要があります。 ※中光度赤色航空障害灯を設置する場合は、すべての風力発電機に昼間障害標識の設置が必要です。	
図６－２　風力発電設備群における航空障害灯設置免除の具体例	図６－２　風力発電機群における航空障害灯設置免除の具体例	
（２）～（３）　(略)	（２）～（３）　(略)	
第７章　物件種別による具体的設置方法	**第７章　物件種別による具体的設置方法**	
物件種別ごとの航空障害灯／昼間障害標識の設置方法は、以下のとおりとなっています。	物件種別ごとの航空障害灯／昼間障害標識の設置方法は、以下のとおりとなっています。	
（１）ビル等建物（アンテナ等塔屋の付属物を含む） 本物件には、航空障害灯として、①中光度赤色航空障害灯と低光度航空障害灯の組合せ、②低光度航空障害灯、のいずれかを設置する必要があります。また、昼間障害標識の設置は不要です。具体的設置方法は、物件の高さ（１５０ｍ未満／以上）、幅（４５ｍ以下／超）、塔屋の有無によって異なり、その概念は、次図のようになっています。	（１）ビル等建物（アンテナ等塔屋の付属物を含む） 本物件には、航空障害灯として、①中光度赤色航空障害灯と低光度航空障害灯の組合せ、②低光度航空障害灯、のいずれかを設置する必要があります。また、昼間障害標識の設置は不要です。具体的設置方法は、物件の高さ（１５０ｍ未満／以上）、幅（４５ｍ以下／超）、塔屋の有無によって異なり、その概念は、次図のようになっています。	
①物件の高さ：１５０ｍ未満の物件 物件の幅：４５ｍ以下の物件	①物件の高さ：１５０ｍ未満の物件 物件の幅：４５ｍ以下の物件	
図７－１　塔屋類が３ｍ未満の物件 図７－２　塔屋類が３ｍ以上１２ｍ以下の物件	図７－１　塔屋類が３ｍ以下の物件 図７－２　塔屋類が３ｍを超え１２ｍ以下の物件	図のタイトルの誤記修正 （図は変更が無いため新旧対象表から省略）
物件の幅：４５ｍ超の物件	物件の幅：４５ｍ超の物件	
図７－３　塔屋類が３ｍ未満の物件 図７－４　塔屋類が３ｍ以上１２ｍ以下の物件	図７－３　塔屋類が３ｍ以下の物件 図７－４　塔屋類が３ｍを超え１２ｍ以下の物件	

改　　正	現　　行	備　　考
図７－５　塔屋類が３ｍ未満の物件 図７－６　塔屋類が３ｍ以上１２ｍ以下の物件	図７－５　塔屋類が３ｍ以下の物件 図７－６　塔屋類が３ｍを超え１２ｍ以下の物件	
② 物件の高さ：１５０ｍ以上の物件 物件の幅：４５ｍ以下の物件	② 物件の高さ：１５０ｍ以上の物件 物件の幅：４５ｍ以下の物件	
図７－７　塔屋類が３ｍ未満の物件 図７－８　塔屋類は３ｍ以上１２ｍ以下の物件	図７－７　塔屋類が３ｍ以下の物件 図７－８　塔屋類が３ｍを超え１２ｍ以下の物件	
物件の幅：４５ｍ超の物件	物件の幅：４５ｍ超の物件	
図７－９　塔屋類が３ｍ未満の物件 図７－１０　塔屋類が３ｍ以上１２ｍ以下の物件	図７－９　塔屋類が３ｍ以下の物件 図７－１０　塔屋類が３ｍを超え１２ｍ以下の物件	
（２）～（６）（略） （７）風力発電設備 　本物件には、航空障害灯として、①中光度白色航空障害灯、②中光度赤色航空障害灯のいずれかをナセル頂部に設置する必要があり、高さが１５０ｍ以上の場合は、地上からナセル頂部までの間の、ほぼ等間隔の位置に低光度航空障害灯（３２ｃｄ以上）を設置する必要があります。②を使用する場合、昼間障害標識の設置が必要です（①を使用する場合、昼間障害標識は不要）。 　なお、景観上の問題等やむを得ない場合で、３１５ｍ以下の物件にあっては、物件に一定条件を満たしたパターンの塗色等を施すことにより「昼間において航空機からの視認が困難であると認められる煙突、鉄塔その他国土交通省令で認める物件」には該当しないと当局が判断した場合は昼間障害標識の設置が不要になります。判断基準等の詳細については、付録１１に記載しています。	（２）～（６）（略） （２）風力発電機 　本物件には、航空障害灯として、①高光度航空障害灯、②中光度白色航空障害灯、③中光度赤色航空障害灯と低光度航空障害灯（３２ｃｄ以上）の組合せ、④低光度航空障害灯（１０ｃｄ以上）、のいずれかを設置する必要があります。また、③又は④を使用する場合~~に限り~~、昼間障害標識の設置が必要です（①又は②を使用する場合、昼間障害標識は不要）。 　なお、景観上の問題等やむを得ない場合で、３１５ｍ以下の物件にあっては、物件に一定条件を満たしたパターンの塗色等を施すことにより「昼間において航空機からの視認が困難であると認められる煙突、鉄塔その他国土交通省令で認める物件」には該当しないと当局が判断した場合は昼間障害標識の設置が不要になります。判断基準等の詳細については、付録１１に記載しています。	風力発電設備について、航空法施行規則の改正に合わせ、内容を変更
中　中光度白色航空障害灯　●　中光度赤色航空障害灯　○　低光度航空障害灯（３２ｃｄ以上） ① 物件高さ：１５０ｍ未満の物件 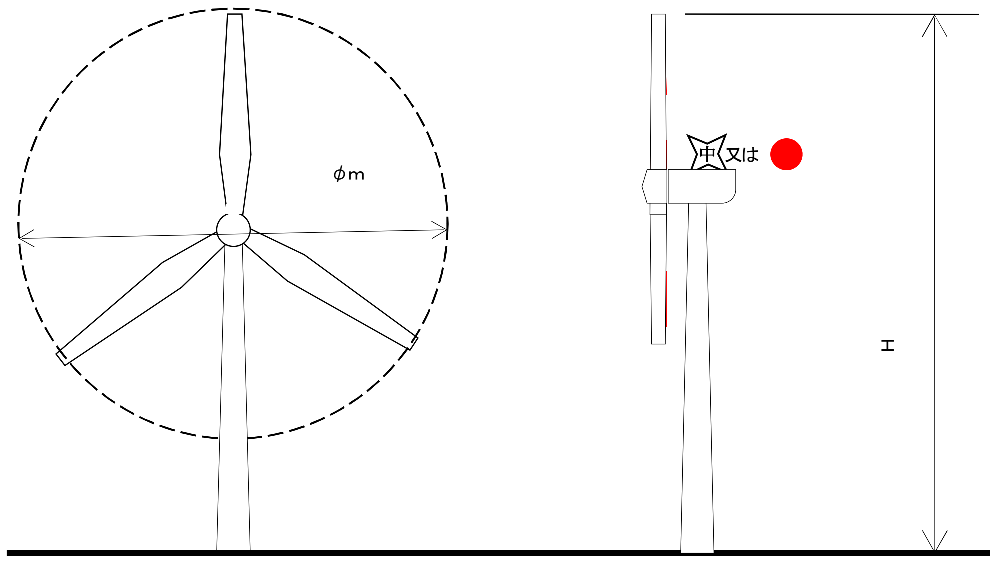 Ｈ：ブレード頂部の高さ	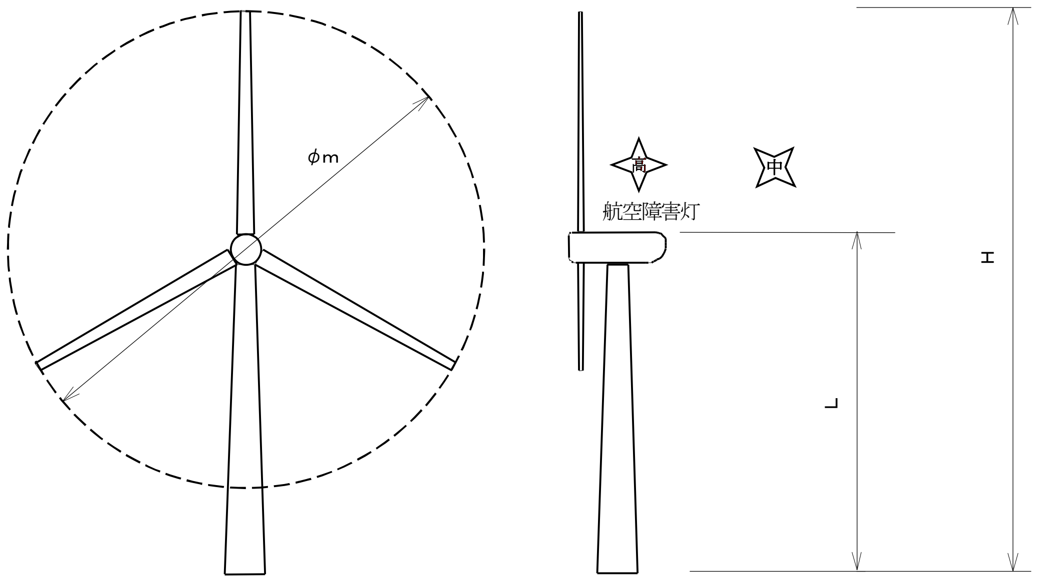 Ｈ：ブレード頂部の高さ Ｌ：ナセル頂部の高さ ※ナセル頂部に設置する航空障害灯は、Ｈが１５０ｍ以上の場合は高光度航空障害灯、１５０ｍ未満の場合は中光度白色航空障害灯となります。 （但し、１５０ｍ以上の風力発電機で構成する風力発電機群の場合、中光度航空障害	航空法施行規則の改正に合わせ、図を変更

改　　　正	現　　　行	備　考
※ナセル頂部に設置する航空障害灯は、中光度白色航空障害灯又は中光度赤色航空障害灯となります。中光度白色航空障害灯を設置する場合は昼間障害標識の設置が不要となります。 図７－２０－１ ② 物件高さ：１５０ｍ以上３１５ｍ以下の物件 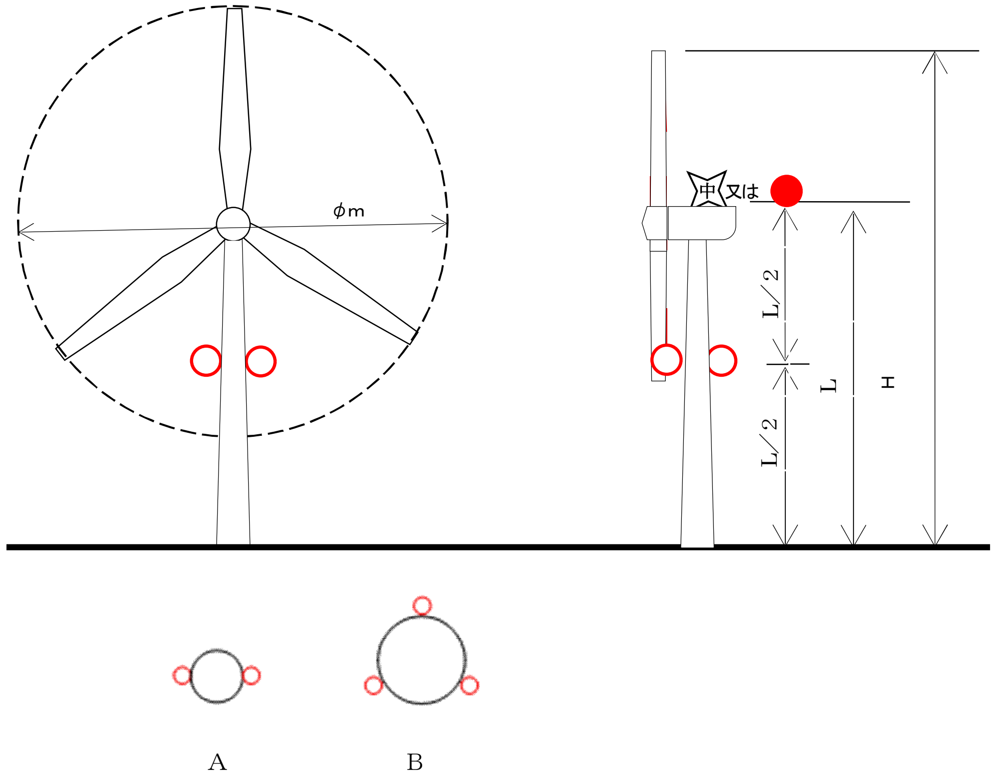 A：低光度航空障害灯の設置位置における物件の幅１０ｍ未満 B：低光度航空障害灯の設置位置における物件の幅１０ｍ以上 H：ブレード頂部の高さ L：ナセル頂部の高さ ※ナセル頂部に設置する航空障害灯は、中光度白色航空障害灯又は中光度赤色航空障害灯となります。中光度白色航空障害灯を設置する場合は昼間障害標識の設置が不要となります。 図７－２０－２ （８）複合物件 ビル等建物に昼間障害標識の対象となる物件（高さ１０．５ｍ以上）が複合した物件（以下「複合物件」という。）は、それぞれ物件毎に要件を満たす必要があります。具体的な設置方法は、ビル等建物の物件の高さ（４５ｍ未満／以上）、幅（４５ｍ以下／超）、複合物件全体の高さ（９０	灯の設置が可能となる場合があります、判断基準の詳細は、付録５及び付録６に記載しています。） ※Ｌが１０５ｍを超える場合は、地上からナセル頂部までの間に、ほぼ等間隔の位置に高光度航空障害灯又は中光度白色航空障害灯を設置することとなります。 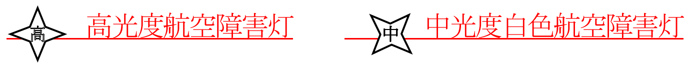 図７－２０　高光度航空障害灯及び中光度白色航空障害灯の設置例 （８）複合物件 ビル等建物に昼間障害標識の対象となる物件（高さ１０．５ｍ以上）が複合した物件（以下「複合物件」という。）は、それぞれ物件毎に要件を満たす必要があります。具体的な設置方法は、ビル等建物の物件の高さ（４５ｍ未満／以上）、幅（４５ｍ以下／超）、複合物件全体の高さ（９０ｍ未満／９０ｍ以	

改正	現行	備考

改　正

m未満／９０m以上／１５０m以上）により異なり、その概念は、次図のようになっています。

高光度航空障害灯　中光度白色航空障害灯　●中光度赤色航空障害灯
⊖低光度航空障害灯(100cd)　○ 低光度航空障害灯（32cd）　低光度航空障害灯(10cd)

①～②（略）
③　ビル等建物の高さ：４５m以上の物件　　幅：４５m超の物件

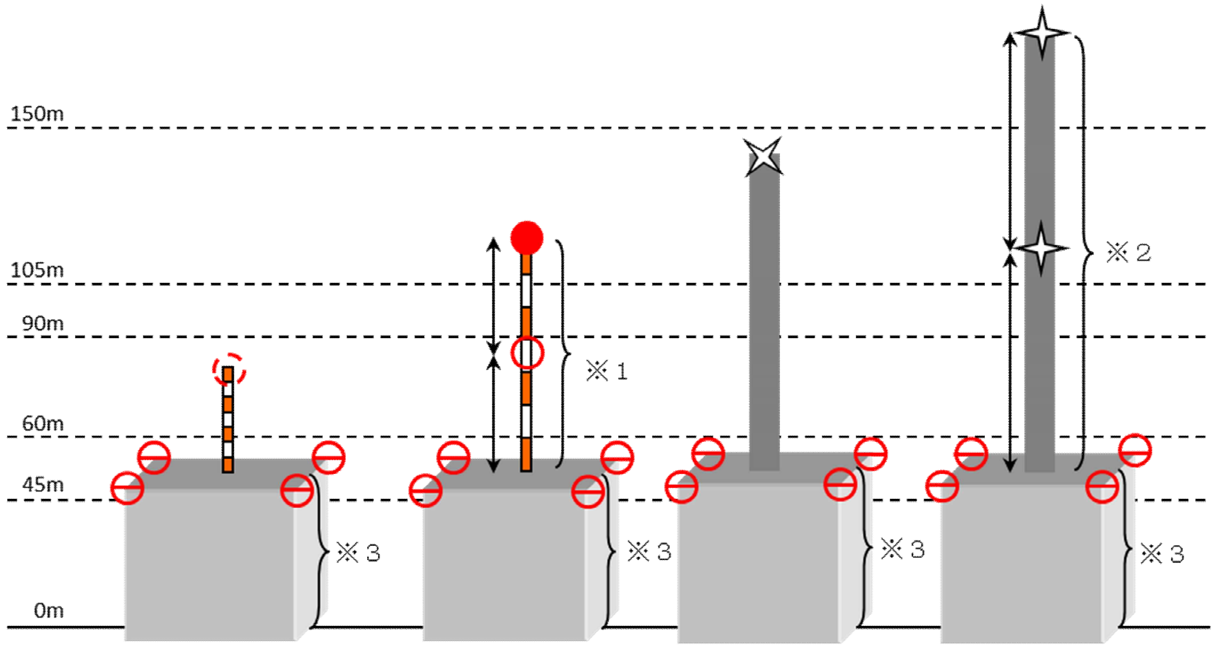

※１：45mを超える場合、52.5m以下のほぼ等間隔　　※２：105m以下のほぼ等間隔
※３：設置方法は（１）ビル等建物の設置方法による。

図７－２１－３

（９）～（１２）　（略）

第８章　　管理の方法

航空法第５１条第５項及び第５１条の２第３項により、航空障害灯／昼間障害標識を設置した者は、その機能を保つように努め、その機能を損なうこととなった場合及び復旧した場合は、その間における航空機の航行の安全を確保するため、遅滞なくこの旨を別添２の「航空障害灯／昼間障害標識の機能を損なった場合等の連絡先」に記載される連絡先に通報する必要があります。

これら管理の方法は、航空法施行規則第１２８条及び第１３２条の４により以下のように規定されています。なお、同条に従っていないと認められる場合、法令に基づき、国土交通大臣は改善その他必要な措置を講じるよう命ずること、また、これに違反した場合の罰則が規定されています。

（１）航空障害灯の管理の方法（航空法施行規則第１２８条）

航空障害灯を設置した者は、次の方法によりこれを管理する必要があります。

［航空法施行規則第１２８条（航空障害灯の管理の方法）］

第百二十八条　　法第五十一条第五項（法第五十五条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により、航空障害灯を次の方法により管理するものとする。

一～五　（略）

六　高光度航空障害灯及び中光度白色航空障害灯にあつては常時（第百二十七条第一項第十号に規定する支持物件に係る高光度航空障害灯及び中光度白色航空障害灯であつて、夜間において、その点灯を継続する必要がないと国土交通大臣が認めたもの並びに同項第十二号に規定する物件に係る高光度航空障害灯及び中光度白色航空障害灯にあつては、昼間に

現　行

上／１５０m以上）により異なり、その概念は、次図のようになっています。

高光度航空障害灯　中光度白色航空障害灯　●中光度赤色航空障害灯
⊖低光度航空障害灯(100cd)　○ 低光度航空障害灯（32cd）　低光度航空障害灯(10cd)

②～②（略）
③　ビル等建物の高さ：４５m以上の物件　　幅：４５m超の物件

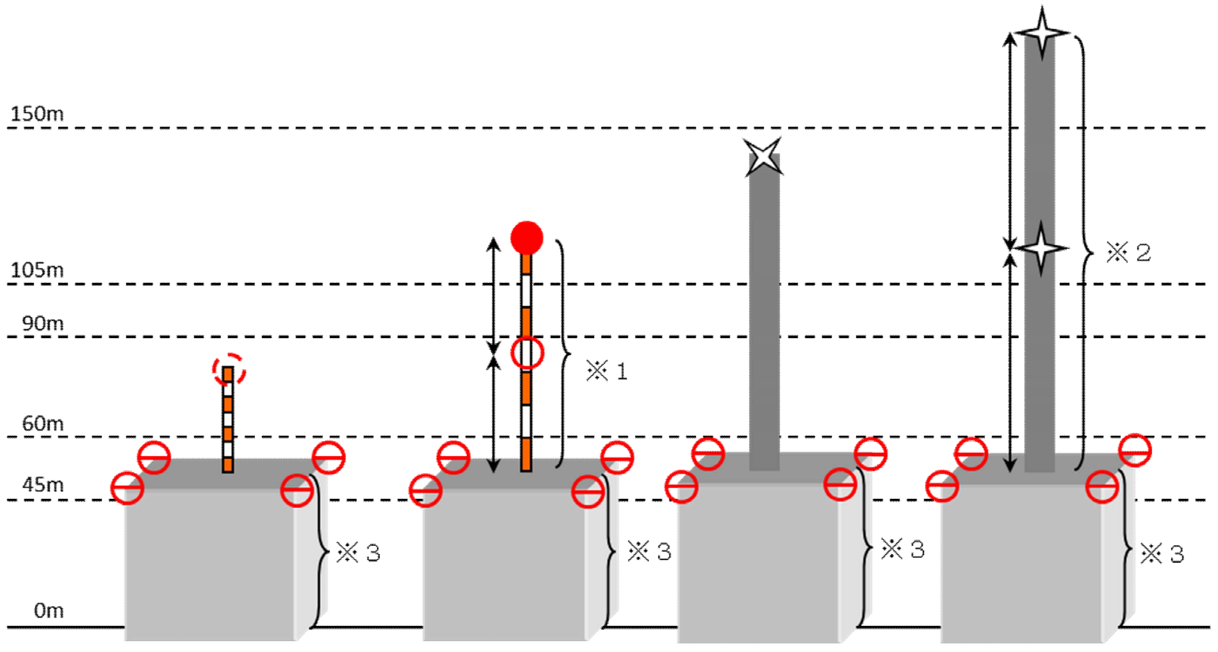

※１：45mを超える場合、52.5m以下のほぼ等間隔　　※２：105m以下のほぼ等間隔
※３：設置方法は（１）ビル等建物の設置方法による。

図６－２１－３

（９）～（１２）　（略）

第８章　　管理の方法

航空法第５１条第５項及び第５１条の２第３項により、航空障害灯／昼間障害標識を設置した者は、その機能を保つように努め、その機能を損なうこととなった場合及び復旧した場合は、その間における航空機の航行の安全を確保するため、遅滞なくこの旨を別添２の「航空障害灯／昼間障害標識の機能を損なった場合等の連絡先」に記載される連絡先に通報する必要があります。

これら管理の方法は、航空法施行規則第１２８条及び第１３２条の４により以下のように規定されています。なお、同条に従っていないと認められる場合、法令に基づき、国土交通大臣は改善その他必要な措置を講じるよう命ずること、また、これに違反した場合の罰則が規定されています。

（１）航空障害灯の管理の方法（航空法施行規則第１２８条）

航空障害灯を設置した者は、次の方法によりこれを管理する必要があります。

［航空法施行規則第１２８条（航空障害灯の管理の方法）］

第百二十八条　　法第五十一条第五項（法第五十五条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により、航空障害灯を次の方法により管理するものとする。

一～五　（略）

六　高光度航空障害灯及び中光度白色航空障害灯にあつては常時（第百二十七条第一項第七号に規定する支持物件に係る高光度航空障害灯及び中光度白色航空障害灯であつて、夜間において、その点灯を継続する必要がないと国土交通大臣が認めたもの並びに同項第九号に規定する物件に係る高光度航空障害灯及び中光度白色航空障害灯にあつては、昼間に限

備　考

誤記修正

航空法施行規則の改正に合わせ、引用条項の

改　　正	現　　行	備　考
限る。)、中光度赤色航空障害灯及び低光度航空障害灯にあつては夜間において、その点灯を継続すること。ただし、国土交通大臣がその機能を代替することができると認めた電飾、屋外投光器その他の照明設備を点灯している間は、この限りではない。 七・八　(略) （２）～（３）　(略) 第９章　　窓口 （１）航空障害灯／昼間障害標識の設置等に関する連絡・相談窓口 航空障害灯／昼間障害標識の設置等に関する連絡・相談は、以下の窓口へご連絡ください。 ○東京航空局保安部航空灯火･電気技術課　監理係 【静岡県－長野県－新潟県以東の物件（ただし、空港等周辺を除く）】 ＴＥＬ　０３－５２７５－９２９６ ＦＡＸ　０３－３２２１－６２３５ ＨＰ　http://www.cab.mlit.go.jp/tcab/ 受付時間　09：30～12：00、13：00～17：00（休日を除く月曜日から金曜日） ○大阪航空局保安部航空灯火･電気技術課　指導係 【愛知県－岐阜県－富山県以西の物件（ただし、空港等周辺を除く）】 ≪令和４年１２月４日まで≫ ＴＥＬ　０６－６９４９－６５２７ ＦＡＸ　０６－６９４９－３５９０ ≪令和４年１２月５日以降≫ ＴＥＬ　０６－６９３７－２７６６ ＦＡＸ　０６－６９３７－２７８９ ＨＰ　https://www.cab.mlit.go.jp/wcab 受付時間　09：00～12：00、13：00～17：00（休日を除く月曜日から金曜日） （２）　(略) （３）　(略) 別添１　(略) 別添　２ 航空障害灯／昼間障害標識の機能を損なった場合等の連絡先 【北海道に設置されている皆様】 新千歳空港事務所管制保安部 航空灯火・電気技術官 TEL 0123-23-4168、FAX 0123-24-9850 【東北地方・関東地方・山梨県・長野県・新潟県・静岡県に設置されている皆様】	る。)、中光度赤色航空障害灯及び低光度航空障害灯にあつては夜間において、その点灯を継続すること。ただし、国土交通大臣がその機能を代替することができると認めた電飾、屋外投光器その他の照明設備を点灯している間は、この限りではない。 七・八　(略) （２）～（３）　(略) 第９章　　窓口 （１）航空障害灯／昼間障害標識の設置等に関する連絡・相談窓口 航空障害灯／昼間障害標識の設置等に関する連絡・相談は、以下の窓口へご連絡ください。 ○東京航空局保安部航空灯火･電気技術課　監理係 【静岡県－長野県－新潟県以東の物件（ただし、空港等周辺を除く）】 ＴＥＬ　０３－５２７５－９２９６ ＦＡＸ　０３－３２２１－６２３５ ＨＰ　http://www.cab.mlit.go.jp/tcab/ 受付時間　09：30～12：00、13：00～17：00（休日を除く月曜日から金曜日） ○大阪航空局保安部航空灯火･電気技術課　指導係 【愛知県－岐阜県－富山県以西の物件（ただし、空港等周辺を除く）】 ＴＥＬ　０６－６９４９－６５２７ ＦＡＸ　０６－６９４９－３５９０ ＨＰ　https://www.cab.mlit.go.jp/wcab 受付時間　09：00～12：00、13：00～17：00（休日を除く月曜日から金曜日） （２）　(略) （３）　(略) 別添１　(略) 別添　２ 航空障害灯／昼間障害標識の機能を損なった場合等の連絡先 【北海道に設置されている皆様】 新千歳空港事務所管制保安部 航空灯火・電気技術官 TEL 0123-23-4168、FAX 0123-24-9850 【東北地方・関東地方・山梨県・長野県・新潟県・静岡県に設置されている皆様】	変更 大阪航空局庁舎移転に伴う連絡先変更

改　　　　正	現　　　　行	備　　考
東京空港事務所管制保安部 航空灯火・電気技術官 TEL 03-5757-3009、FAX 03-5757-1543 【北陸・東海（静岡県を除く）・近畿・四国・中国（山口県の下記一部を除く）地方に設置されている皆様】 大阪空港事務所 管制保安部 航空灯火・電気技術官 TEL 06-6843-1382、FAX 06-6843-1061 【九州地方と山口県(下関市・宇部市・長門市・美祢市・山陽小野田市)に設置されている皆様】 福岡空港事務所 管制保安部 航空灯火・電気技術官 TEL 092-621-3125、FAX （電話に同じ） 【沖縄県全域に設置されている皆様】 那覇空港事務所 管制保安部 航空灯火・電気技術官 TEL 098-859-5108、FAX 098-859-9116	東京空港事務所管制保安部 航空灯火・電気技術官 TEL 03-5757-3009、FAX 03-5757-1543 【北陸・東海（静岡県を除く）・近畿・四国・中国（山口県の下記一部を除く）地方に設置されている皆様】 大阪空港事務所 管制保安部 航空灯火・電気技術官 TEL 06-6843-1382、FAX 06-6843-1061 【九州地方と山口県(下関市・宇部市・長門市・美祢市・山陽小野田市)に設置されている皆様】 福岡空港事務所 管制保安部 航空灯火・電気技術官 TEL 092-621-3125、FAX （電話に同じ） 【沖縄県全域に設置されている皆様】 那覇空港事務所 管制保安部 航空灯火・電気技術官 TEL 098-859-9108、FAX 098-859-9116	電話番号の変更
付録１ ○国土交通省告示第１４７８号 航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百三十二条の二第一項第四号の規定に基づき、昼間障害標識を設置しなければならない架空線を定める告示を次のように定める。 平成十七年十二月二十六日 国土交通大臣　北側　一雄 昼間障害標識を設置しなければならない架空線を定める告示 １　航空法施行規則（以下「規則」という。）第百三十二条の二第一項第四号の告示で定める架空線は、次の各号に掲げるものとする。 一～二　（略） ２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる架空線は、規則第百三十二条の二第一項第四号の架空線に含まれないものとする。 一　（略） 二　規則第百二十七条第一項第十号に規定する位置に高光度航空障害灯若しくは中光度白色航空障害灯が設置され、又は昼間障害標識が設置された架空線（以下「特定架空線」という。）でほぼ平行する二本のもの（これらの間の距離が四百メートル以下であるものに限る。）の間にあり、かつ、これらよりも下方にあるもの 三～四　（略）	付録１ ○国土交通省告示第１４７８号 航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百三十二条の二第一項第三号の規定に基づき、昼間障害標識を設置しなければならない架空線を定める告示を次のように定める。 平成十七年十二月二十六日 国土交通大臣　北側　一雄 昼間障害標識を設置しなければならない架空線を定める告示 １　航空法施行規則（以下「規則」という。）第百三十二条の二第一項第三号の告示で定める架空線は、次の各号に掲げるものとする。 一～二　（略） ２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる架空線は、規則第百三十二条の二第一項第三号の架空線に含まれないものとする。 一　（略） 二　規則第百二十七条第一項第七号に規定する位置に高光度航空障害灯若しくは中光度白色航空障害灯が設置され、又は昼間障害標識が設置された架空線（以下「特定架空線」という。）でほぼ平行する二本のもの（これらの間の距離が四百メートル以下であるものに限る。）の間にあり、かつ、これらよりも下方にあるもの 三～四　（略）	航空法施行規則の改正に合わせ、引用条項の変更
付録２ 昭和４３年１０月２３日制定（空航第３８７号） 平成１５年１２月２２日一部変更（国空航第９３０号、国空保第３９７号） 平成１８年　１月２７日一部変更（国空航第７８７号、国空保第４３６号） 平成２６年　１月１７日一部変更（国空航第８６３号、国空交企第４８５号） 平成３０年　３月２７日一部変更（国空航第２０２４号、国空管技第６７８号）	付録２ 昭和４３年１０月２３日制定（空航第３８７号） 平成１５年１２月２２日一部変更（国空航第９３０号、国空保第３９７号） 平成１８年　１月２７日一部変更（国空航第７８７号、国空保第４３６号） 平成２６年　１月１７日一部変更（国空航第８６３号、国空交企第４８５号） 平成３０年　３月２７日一部変更（国空航第２０２４号、国空管技第６７８号）	

改　　正	現　　行	備　考
令和　４年１１月２２日一部変更（国空安政第１７９０号、国空管技第４２３号） 航空障害灯及び昼間障害標識の設置免除の事務処理基準 航空法第５１条第１項ただし書の規定により航空障害灯を設置しないことを許可し、又は航空法施行規則（以下「規則」という。）第１３２条の２第１項の規定により昼間障害標識を設置しないことを承認する事務処理基準は、次のとおりとする。 １．許可又は承認基準 航空障害灯及び昼間障害標識の設置免除基準は次のとおりとする。ただし、（１）、（２）及び（６）の基準に適合する物件であって、低空飛行を行う可能性のある海岸、湖及び河川の付近に設置される場合等で許可又は承認することが適当でないと認められるものにあっては、この限りでない。 （１）地上高６０ｍ以上１００ｍ未満の物件で次のいずれかに該当するもの（(７）の規定を適用する架空線及び（８）の規定を適用する風力発電設備群（複数の風力発電設備で構成されるものをいう。以下同じ。）を構成する風力発電設備を除く。） イ．当該物件から２ｋｍの範囲内に当該物件の海抜高よりも高い山がある場合 ロ．当該物件から５００ｍの範囲内に当該物件の海抜高よりも高い他の障害物件（(8)の規定を適用する風力発電設備群を構成する風力発電設備を除く。）があり、その障害物件に航空障害灯が設置されている場合（航空障害灯に限る。） ハ．当該物件から２００ｍの範囲内に当該物件の海抜高よりも高い他の障害物件（(8)の規定を適用する風力発電設備群を構成する風力発電設備を除く。）があり、その障害物件に昼間障害標識が設置されている場合（昼間障害標識に限る。） ニ．当該物件から５００ｍの範囲内に当該物件の海抜高よりも高い他の障害物件（(8)の規定を適用する風力発電設備群を構成する風力発電設備を除く。）があり、その障害物件に高光度航空障害灯又は中光度白色航空障害灯が設置されている場合（昼間障害標識に限る。） （２）地上高１００ｍ以上１５０ｍ以下の物件で次のいずれかに該当するもの（(７）の規定を適用する架空線及び（8)の規定を適用する風力発電設備群を構成する風力発電設備を除く。） イ．当該物件から１ｋｍの範囲内に当該物件の海抜高よりも高い山がある場合 ロ．当該物件から２００ｍの範囲内に当該物件の海抜高よりも高い他の障害物件（(8)の規定を適用する風力発電設備群を構成する風力発電設備を除く。）があり、その障害物件に航空障害灯が設置されている場合（航空障害灯に限る。） ハ．当該物件から２００ｍの範囲内に当該物件の海抜高よりも高い他の障害物件（(8)の規定を適用する風力発電設備群を構成する風力発電設備を除く。）があり、その障害物件に高光度航空障害灯又は中光度白色航空障害灯が設置されている場合（昼間障害標識に限る。） （３）～（４）　（略） （５）当該物件の周囲を取り囲む当該物件の海抜高よりも高い複数の物件（規則第１２７条第１項第１３号に該当する物件に限る。）があり、その複数の物件の隣り合う航空障害灯（中光度赤色航空障害灯又は規則第１２７条第１項第１号ニ（二）ａに規定する低光度航空障害灯に限る。）が１５０ｍ以下の間隔で設置されている場合 （６）～（７）　（略） （８）風力発電設備群を構成する風力発電設備であって、その設置状況から航空機の航行の安全を害するおそれがないものとして航空局交通管制部長が別に定めるもの。 ２．～３．　（略）	（新設） 航空障害灯及び昼間障害標識の設置免除の事務処理基準 航空法第５１条第１項ただし書の規定により航空障害灯を設置しないことを許可し、又は航空法施行規則（以下「規則」という。）第１３２条の２第１項の規定により昼間障害標識を設置しないことを承認する事務処理基準は、次のとおりとする。 １．許可又は承認基準 航空障害灯及び昼間障害標識の設置免除基準は次のとおりとする。ただし、（１）、（２）及び（６）の基準に適合する物件であって、低空飛行を行う可能性のある海岸、湖及び河川の付近に設置される場合等で許可又は承認することが適当でないと認められるものにあっては、この限りでない。 （１）地上高６０ｍ以上１００ｍ未満の物件で次のいずれかに該当するもの（(７）の規定を適用する架空線及び（８）の規定を適用する風力発電機群（地上高３１５ｍ以下の複数の風力発電機で構成されるものをいう。以下同じ。）を構成する風力発電機を除く。） イ．当該物件から２ｋｍの範囲内に当該物件の海抜高よりも高い山がある場合 ロ．当該物件から５００ｍの範囲内に当該物件の海抜高よりも高い他の障害物件（(8)の規定を適用する風力発電機群を構成する風力発電機を除く。）があり、その障害物件に航空障害灯が設置されている場合（航空障害灯に限る。） ハ．当該物件から２００ｍの範囲内に当該物件の海抜高よりも高い他の障害物件（(8)の規定を適用する風力発電機群を構成する風力発電機を除く。）があり、その障害物件に昼間障害標識が設置されている場合（昼間障害標識に限る。） ニ．当該物件から５００ｍの範囲内に当該物件の海抜高よりも高い他の障害物件（(8)の規定を適用する風力発電機群を構成する風力発電機を除く。）があり、その障害物件に高光度航空障害灯又は中光度白色航空障害灯が設置されている場合（昼間障害標識に限る。） （２）地上高１００ｍ以上１５０ｍ以下の物件で次のいずれかに該当するもの（(７）の規定を適用する架空線及び（8)の規定を適用する風力発電機群を構成する風力発電機を除く。） イ．当該物件から１ｋｍの範囲内に当該物件の海抜高よりも高い山がある場合 ロ．当該物件から２００ｍの範囲内に当該物件の海抜高よりも高い他の障害物件（(8)の規定を適用する風力発電機群を構成する風力発電機を除く。）があり、その障害物件に航空障害灯が設置されている場合（航空障害灯に限る。） ハ．当該物件から２００ｍの範囲内に当該物件の海抜高よりも高い他の障害物件（(8)の規定を適用する風力発電機群を構成する風力発電機を除く。）があり、その障害物件に高光度航空障害灯又は中光度白色航空障害灯が設置されている場合（昼間障害標識に限る。） （３）～（４）　（略） （５）当該物件の周囲を取り囲む当該物件の海抜高よりも高い複数の物件（規則第１２７条第１項第１０号に該当する物件に限る。）があり、その複数の物件の隣り合う航空障害灯（中光度赤色航空障害灯又は規則第１２７条第１項第１号ニ（二）ａに規定する低光度航空障害灯に限る。）が１５０ｍ以下の間隔で設置されている場合 （６）～（７）　（略） （８）風力発電機群を構成する風力発電機であって、その設置状況から航空機の航行の安全を害するおそれがないものとして航空局交通管制部長が別に定めるもの。 ２．～３．　（略）	再エネ特措法施行規則に合わせ、「風力発電設備」に統一 航空法施行規則において対象を315m以下の風力発電設備と定めたため括弧内の高さの表記を削除 航空法施行規則の改正に合わせ、引用条項の変更

改　　正	現　　行	備　考
付録３ 平成１８年１月２７日制定（国空保第４３７号） 平成２６年１月１７日一部変更（国空交企第４８６号） 平成３０年３月２７日一部変更（国空管技第６８０号） 令和４年１１月２２日一部変更（国空管技第４２３号） 航空障害灯及び昼間障害標識の設置免除の事務処理基準の細目 「航空障害灯及び昼間障害標識の設置免除の事務処理基準」（昭和４３年１０月２３日付空航第３８７号。以下「事務処理基準」という。）の一部改正に伴い、航空障害灯を設置しないことを許可し、昼間障害標識を設置しないことを承認する事務処理基準の細目を下記のとおり定める。 記 １．許可基準 （１）事務処理基準の１．（７）中「航空局交通管制部長が別に定めるもの」は次に掲げる物件とする。 イ．昼間障害標識を設置しなければならない架空線を定める告示（平成１７年国土交通省告示第１４７８号。以下「告示」という。）第１項で定める物件以外の物件 ロ．航空法施行規則（昭和２７年運輸省令第５６号。以下「規則」という。） 第１３２条の３に規定する昼間障害標識が設置されている物件（告示第１項第１号で定めるものに限る。） ハ．告示第２項第１号及び第４号で定める物件 ニ．規則第１２７条第１項第１０号に規定する位置に高光度航空障害灯若しくは中光度白色航空障害灯が設置され、又は昼間障害標識が設置された架空線でほぼ平行する２本のもの（これらの架空線の間の距離が４００m以下であるものに限る。）の間にあり、かつ、これらよりも下方にある物件（告示第１項第１号で定めるものに限る。） ホ．規則第１２７条第１項第１０号に規定する位置に航空障害灯が設置された架空線でほぼ平行する２本のもの（これらの架空線の間の距離が４００m以下であるものに限る）の間にあり、かつ、これらよりも下方にある物件（告示第１項第２号で定めるものに限る。） ヘ．告示第２項第３号で定める物件（この場合において海上の架空線にあっては、同号中「特定架空線」とあるのは「規則第１２７条第１項第１０号、第１１号又は第１２号の規定により航空障害灯が設置された架空線」と読み替えるものとする。） （２）事務処理基準の１．（８）中「航空局交通管制部長が別に定めるもの」は、風力発電設備群（複数の風力発電設備で構成されるものをいう。以下同じ。）において、海抜高の最も高い風力発電設備及び当該風力発電設備群の輪郭を示す風力発電設備（ナセル頂部において隣り合う航空障害灯の設置間隔が９００メートル以下となるように航空障害灯が設置されたものに限る。以下同じ。）に同時に閃光又は明滅する航空障害灯が設置されている場合であって、当該風力発電設備群を構成する風力発電設備のうち、次に掲げる物件とする。ただし、中光度赤色航空障害灯が設置される風力発電設備群における昼間障害標識については、この限りではない。 イ．当該風力発電設備群の輪郭を示す風力発電設備の頂上を結ぶ線分により囲まれた部分に位置する物件 ロ．当該風力発電設備群の輪郭を示す風力発電設備の頂上を結ぶ線分及び当該線分と水平方向に直交する当該頂上を起点とする長さ１５０m未満の線分で形成する平面の下方に収まる物件（物件の全体が収まる場合に限る。） ２．～３．　（略）	付録３ 平成１８年１月２７日制定（国空保第４３７号） 平成２６年１月１７日一部変更（国空交企第４８６号） 平成３０年３月２７日一部変更（国空管技第６８０号） （新設） 航空障害灯及び昼間障害標識の設置免除の事務処理基準の細目 「航空障害灯及び昼間障害標識の設置免除の事務処理基準」（昭和４３年１０月２３日付空航第３８７号。以下「事務処理基準」という。）の一部改正に伴い、航空障害灯を設置しないことを許可し、昼間障害標識を設置しないことを承認する事務処理基準の細目を下記のとおり定める。 記 １．許可基準 （１）事務処理基準の１．（７）中「航空局交通管制部長が別に定めるもの」は次に掲げる物件とする。 イ．昼間障害標識を設置しなければならない架空線を定める告示（平成１７年国土交通省告示第１４７８号。以下「告示」という。）第１項で定める物件以外の物件 ロ．航空法施行規則（昭和２７年運輸省令第５６号。以下「規則」という。） 第１３２条の３に規定する昼間障害標識が設置されている物件（告示第１項第１号で定めるものに限る。） ハ．告示第２項第１号及び第４号で定める物件 ニ．規則第１２７条第１項第７号に規定する位置に高光度航空障害灯若しくは中光度白色航空障害灯が設置され、又は昼間障害標識が設置された架空線でほぼ平行する２本のもの（これらの架空線の間の距離が４００m以下であるものに限る。）の間にあり、かつ、これらよりも下方にある物件（告示第１項第１号で定めるものに限る。） ホ．規則第１２７条第１項第７号に規定する位置に航空障害灯が設置された架空線でほぼ平行する２本のもの（これらの架空線の間の距離が４００m以下であるものに限る）の間にあり、かつ、これらよりも下方にある物件（告示第１項第２号で定めるものに限る。） ヘ．告示第２項第３号で定める物件（この場合において海上の架空線にあっては、同号中「特定架空線」とあるのは「規則第１２７条第１項第７号、第８号又は第９号の規定により航空障害灯が設置された架空線」と読み替えるものとする。） （２）事務処理基準の１．（８）中「航空局交通管制部長が別に定めるもの」は、風力発電機群（地上高３１５メートル以下の複数の風力発電機で構成されるものをいう。以下同じ。）において、海抜高の最も高い風力発電機及び当該風力発電機群の輪郭を示す風力発電機（ナセル頂部において隣り合う航空障害灯の設置間隔が９００メートル以下となるように航空障害灯が設置されたものに限る。以下同じ。）に同時に閃光又は明滅する航空障害灯が設置されている場合であって、当該風力発電機群を構成する風力発電機のうち、次に掲げる物件とする。ただし、中光度赤色航空障害灯が設置される風力発電機群における昼間障害標識については、この限りではない。 イ．当該風力発電機群の輪郭を示す風力発電機の頂上を結ぶ線分により囲まれた部分に位置する物件 ロ．当該風力発電機群の輪郭を示す風力発電機の頂上を結ぶ線分及び当該線分と水平方向に直交する当該頂上を起点とする長さ１５０m未満の線分で形成する平面の下方に収まる物件（物件の全体が収まる場合に限る。） ２．～３．　（略）	航空法施行規則の改正に合わせ、引用条項の変更 再エネ特措法施行規則に合わせ、「風力発電設備」に統一 航空法施行規則において対象を315m以下の風力発電設備と定めたため括弧内の高さの表記を削除

改　　　正	現　　　行	備　　考
（削る）	付録3−1　**風力発電機群**に係る航空障害灯設置状況イメージ図 （昼間障害標識は、**高光度航空障害灯又は**中光度白色航空障害灯が設置される**風力発電機群**に限り免除可能です）	図6−2で解説しているため削除

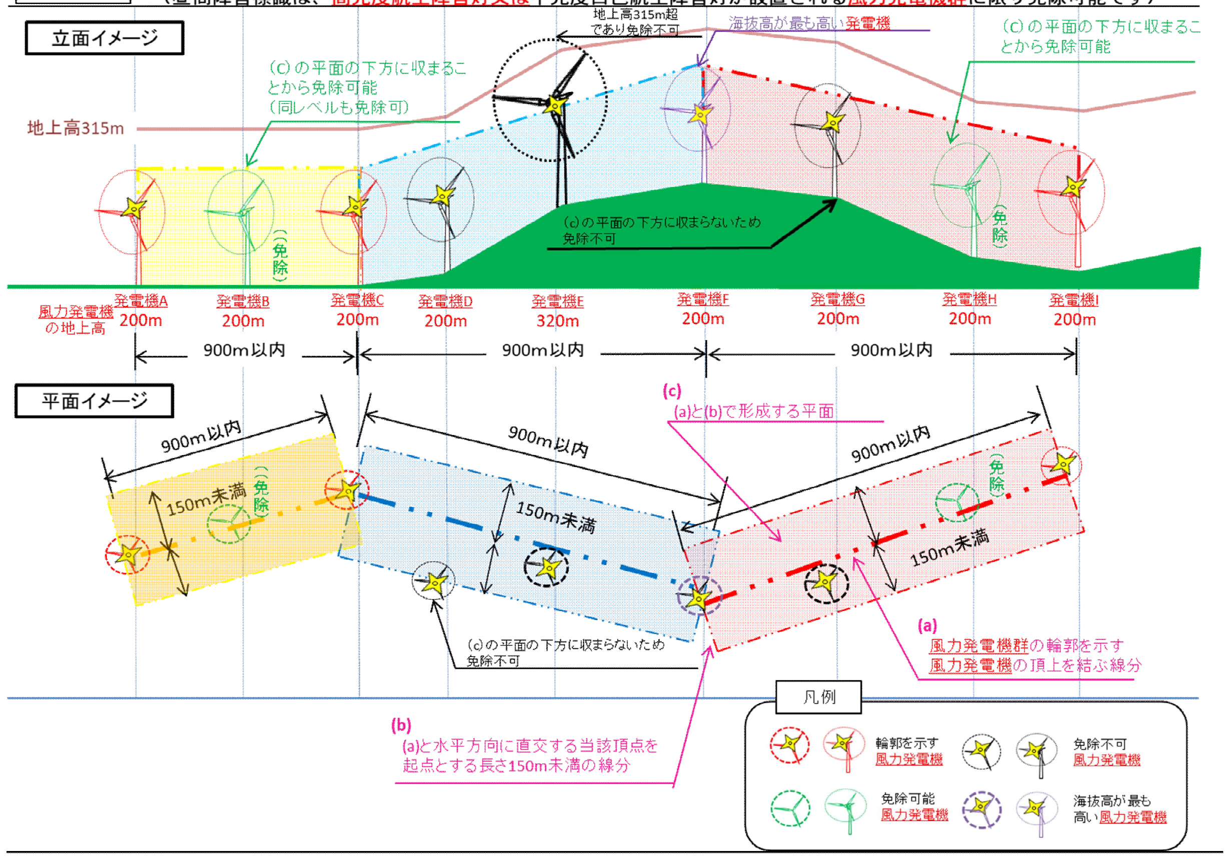

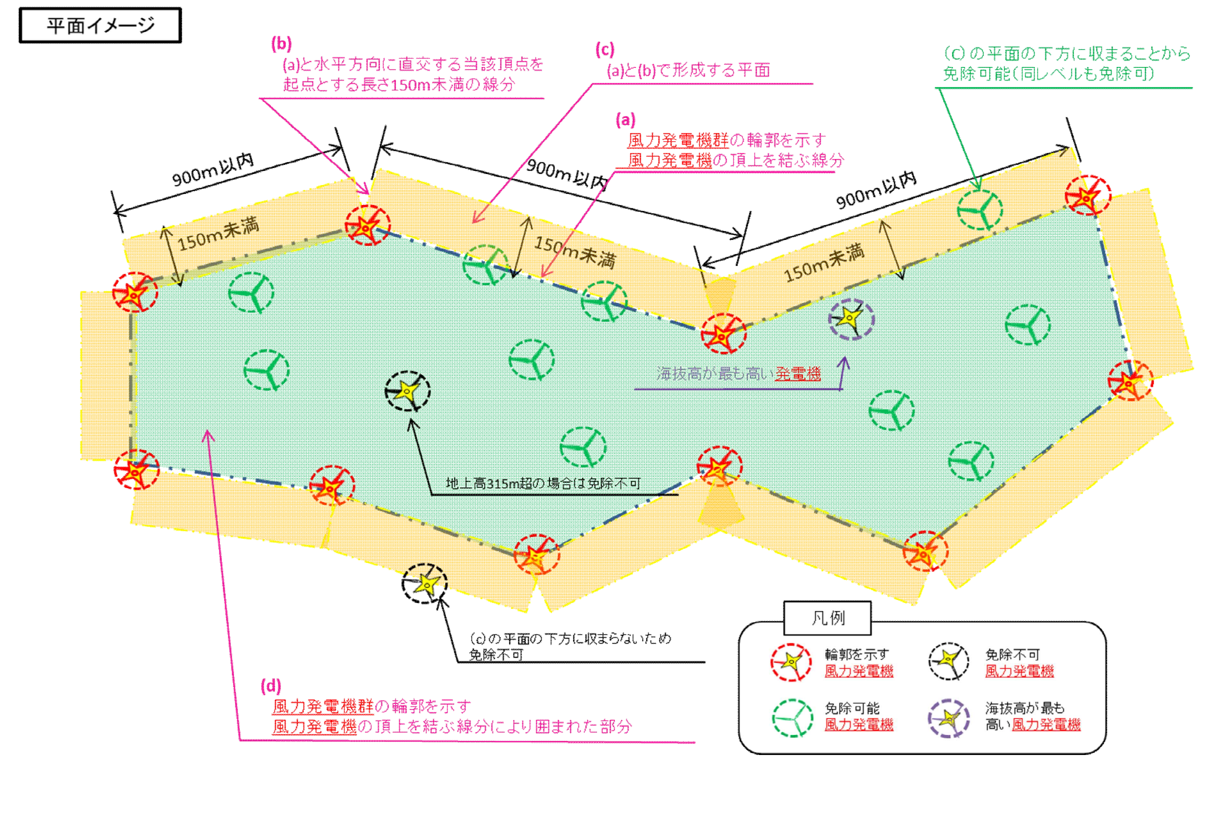

改　　　正	現　　　行	備　　考
		図6−1で解説しているため削除
付録４　（略）	付録４　（略）	

改　　正	現　　行	備　考
付録５	付録５	
平成１８年５月９日制定（国空保第８号） 平成２６年１月１７日一部変更（国空交企第４８７号） 平成３０年３月２７日一部変更（国空管技第６７９号） 令和４年１１月２２日一部変更（国空管技第４２３号）	平成１８年５月９日制定（国空保第８号） 平成２６年１月１７日一部変更（国空交企第４８７号） 平成３０年３月２７日一部変更（国空管技第６７９号） （新設）	
航空障害灯及び昼間障害標識の設置基準等の事務処理基準	航空障害灯及び昼間障害標識の設置基準等の事務処理基準	
航空法施行規則（以下「規則」という。）第１２７条、第１２８条及び第１３２条の３に係る航空障害灯及び昼間障害標識の設置基準等に関する事務処理基準は次のとおりとする。	航空法施行規則（以下「規則」という。）第１２７条、第１２８条及び第１３２条の３に係る航空障害灯及び昼間障害標識の設置基準等に関する事務処理基準は次のとおりとする。	
１．航空障害灯に関する認定及び指定の基準 （１）～（４）　（略）	１．航空障害灯に関する認定及び指定の基準 （１）～（４）　（略）	
（５）規則第１２７条第１項第７号関係 同号本文中「地形若しくは既存物件との関係又は当該物件の設置状況から中光度白色航空障害灯を設置することが不適当である」と国土交通大臣が認めるものは、次に掲げるいずれかの場合に該当するものとする。 a.　当該物件に設置される中光度白色航空障害灯が港則法に基づき設置される港内交通信号所若しくは海上交通安全法に基づき設置される航路管制信号所の信号又は航路標識法第１条第２項に規定する航路標識の灯火と誤認されるおそれがあると認められる場合 b.　当該物件に設置される中光度白色航空障害灯の灯光が周辺の他の建築物に直射され、居住環境等を損なうおそれがあると認められる場合（試験的に設置する場合を除く。）	（新設）	風力発電設備に中光度白色航空障害灯の設置が不適当な場合を規定
（６）規則第１２７条第１項第１０号関係 ①～②　（略） （７）規則第１２７条第１項第１２号関係 （略） （８）規則第１２７条第１項第１３号関係 ①～②　（略） （９）規則第１２７条第２項関係 ①　同項中「地形若しくは既存物件との関係又は物件の構造により前項の規定による航空障害灯の設置が不適当である」と国土交通大臣が認める場合は、次に掲げる場合とする。 a.　（略）	（５）規則第１２７条第１項第７号関係 ①～②　（略） （６）規則第１２７条第１項第９号関係 （略） （７）規則第１２７条第１項第１０号関係 ①～②　（略） （８）規則第１２７条第２項関係 ①　同項中「地形若しくは既存物件との関係又は物件の構造により前項の規定による航空障害灯の設置が不適当である」と国土交通大臣が認める場合は、次に掲げる場合とする。 a.　（略）	航空法施行規則改正に合わせ、引用条項の変更
（削る）	b.　規則第１２７条第１項第４号ロ及び第５号ロの規定により設置すべき種類の航空障害灯が、風力発電機群（地上高３１５メートル以下の複数の風力発電機で構成されるものをいう。以下同じ。）において、海抜高の最も高い風力発電機又は当該風力発電機群の輪郭を示す風力発電機のナセル頂部に設置される航空障害灯と効用が重複する場合	航空法施行規則において高さ150m未満の風力発電設備にはタワー中間段の設置は不要となったため削除
b.　規則第１２７条第１項第９号の規定により設置すべき低光度航空障害灯の効用が、風力発電設備群（複数の風力発電設備で構成されるものをいう。以下同じ。）において、海抜高の最も高い風力発電設備又は当該風力発電設備群の輪郭を示す風力発電設備のナセル頂部に設置される中光度白色航空障害灯の効用と重複する場合	（新設）	150m以上の風力発電設備において航空障害灯の設置が不適当な場合を規定
c.　規則第１２７条第１項第１０号及び第１３号の規定により設置すべき種類の航空障害灯の効用が、周囲に近接して立地する既存物件であって標高がより高いもの（これらの規定に従う物件に限る。）に設置される航空障害灯の効用と重複する場合 d.～e.　（略） ②～③　（略）	c.　規則第１２７条第１項第７号及び第１０号の規定により設置すべき種類の航空障害灯が、周囲に近接して立地する既存物件であって標高がより高いもの（これらの規定に従う物件に限る。）に設置される航空障害灯とその効用が重複する場合 d.～e.　（略） ②～③　（略）	
（１０）規則第１２８条第６号関係 ①　同号本文中「支持物件に係る高光度航空障害灯及び中光度白色航空障害灯であって、夜間において、その点灯を継続する必要がない」と国土交通大臣が認めるものは、昼間障害標識を設置しなければならない架空線を定める告示（平成１７年国土交通省告示第１４７８号）第１項第１号で定める架空線	（９）規則第１２８条第６号関係 ①　同号本文中「支持物件に係る高光度航空障害灯及び中光度白色航空障害灯であって、夜間において、その点灯を継続する必要がない」と国土交通大臣が認めるものは、昼間障害標識を設置しなければならない架空線を定める告示（平成１７年国土交通省告示第１４７８号）第１項で定める架空線の支持	誤謬修正

改　　　正	現　　　行	備　考
の支持物件に設置された高光度航空障害灯又は中光度白色航空障害灯とする。ただし、規則第１２７条第１項第２号及び第４号の規定に従う物件は除く。 ②　（略） ２．昼間障害標識に関する認定の基準 （１）規則第１３２条の３第２項関係(規則第１３２条の２第１項第４号に掲げる物件に限る。) ①　同項において準用する規則第１２７条第２項中「地形若しくは既存物件との関係又は物件の構造により前項の規定による昼間障害標識の設置が不適当である」と国土交通大臣が認める場合は、次に掲げる場合とする。 a.　規則第１３２条の３の規定により設置すべき種類の昼間障害標識の効用が、周囲に近接して立地する既存物件であって標高がより高いもの（同条の規定に従う物件に限る。）に設置される昼間障害標識の効用と重複する場合 b.　～c.　（略） ②～③　（略）	物件に設置された高光度航空障害灯又は中光度白色航空障害灯とする。ただし、規則第１２７条第１項第２号及び第４号の規定に従う物件は除く。 ②　（略） ２．昼間障害標識に関する認定の基準 （１）規則第１３２条の３第２項関係(規則第１３２条の２第１項第３号に掲げる物件に限る。) ①　同項において準用する規則第１２７条第２項中「地形若しくは既存物件との関係又は物件の構造により前項の規定による昼間障害標識の設置が不適当である」と国土交通大臣が認める場合は、次に掲げる場合とする。 a.　規則第１３２条の３の規定により設置すべき種類の昼間障害標識が、周囲に近接して立地する既存物件であって標高がより高いもの（同条の規定に従う物件に限る。）に設置される昼間障害標識とその効用が重複する場合 b.　～c.　（略） ②～③　（略）	（告示第１項第２号(海上）の架空線は対象外）
付録６ 平成１８年５月９日制定（国空保第９号） 平成２６年１月１７日一部変更（国空交企第４８８号） 平成３０年３月２８日一部変更（国空管技第６８０号） 令和４年１１月２２日一部変更（国空管技第４２３号） 航空障害灯及び昼間障害標識の設置基準等の事務処理基準の細目 「航空障害灯及び昼間障害標識の設置基準等に関する事務処理基準」（平成１８年５月９日付け国空保第８号。以下「事務処理基準」という。）に基づく認定基準の細目は次のとおりとする。	付録６ 平成１８年５月９日制定（国空保第９号） 平成２６年１月１７日一部変更（国空交企第４８８号） 平成３０年３月２８日一部変更（国空管技第６８０号） （新設） 航空障害灯及び昼間障害標識の設置基準等の事務処理基準の細目 「航空障害灯及び昼間障害標識の設置基準等に関する事務処理基準」（平成１８年５月９日付け国空保第８号。以下「事務処理基準」という。）に基づく認定基準の細目は次のとおりとする。	
１．航空障害灯の設置基準等の事務処理基準の細目 （１）　（略） （２）事務処理基準の１．（２）①、１．（４）①、１．（５）又は１．（６）①に掲げる事項で高光度航空障害灯又は中光度白色航空障害灯を設置しない場合は、中光度赤色航空障害灯又は低光度航空障害灯（航空法施行規則（以下「規則」という。）第１２７条第１項第７号及び第１０号に該当する物件の場合は、中光度赤色航空障害灯に限る。）及び昼間障害標識を設置するものとする。 （３）事務処理基準の１．（９）①a.、b.又はc.に該当する物件として認める場合には、次の要件を満たすものであること。 a.　（略） b.　事務処理基準の１．（２）①b.、１．（４）①b.、１．（５）b.又は１．（６）①b.により、地形又は既存物件との関係で高光度航空障害灯又は中光度白色航空障害灯を設置することが不適当になるおそれがある場合は、別表１に定める角度の範囲内で灯器の光軸を上向きに設定する（光度の変更を行う）ことができる。 c.　（略）	２．航空障害灯の設置基準等の事務処理基準の細目 （１）　（略） （２）事務処理基準の１．（２）①、１．（４）①又は１．（５）①に掲げる事項で高光度航空障害灯又は中光度白色航空障害灯を設置しない場合は、中光度赤色航空障害灯又は低光度航空障害灯（航空法施行規則（以下「規則」という。）第１２７条第１項第７号に該当する物件の場合は、中光度赤色航空障害灯に限る。）及び昼間障害標識を設置するものとする。 （３）事務処理基準の１．（８）①a.、b.又はc.に該当する物件として認める場合には、次の要件を満たすものであること。 a.　（略） b.　事務処理基準の１．（２）①b.、１．（４）①b.又は１．（５）①b.により、地形又は既存物件との関係で高光度航空障害灯又は中光度白色航空障害灯を設置することが不適当になるおそれがある場合は、別表１に定める角度の範囲内で灯器の光軸を上向きに設定する（光度の変更を行う）ことができる。 c.　（略）	風力発電設備の項目の追加 航空法施行規則の改正に合わせ、引用条項の変更 風力発電設備の項目の追加
（削る）	d.　風力発電機群（地上高３１５メートル以下の複数の風力発電機で構成されるものをいう。以下同じ）（地上高１５０メートル未満の風力発電機で構成されたものに限る。）において、同時に閃光又は明滅する航空障害灯が次の風力発電機のナセル頂部に設置されている場合は、風力発電機のナセル頂部以外に設置される航空障害灯を省略することができる。 ア．海抜高の最も高い物件 イ．当該風力発電機群の輪郭を示す物件（ナセル頂部において隣り合う航空障害灯の設置間隔が９００メートル以下となるように航空障害灯が設置されたものに限る。）	航空法施行規則において高さ 150m 未満の風力発電設備にはタワー中間段の設置は不要とし
（削る）	e.　風力発電機群において、同時に閃光又は明滅する航空障害灯が次の風力発電機のナセル頂部に	

改　　　　正	現　　　　行	備　　考
d. 風力発電設備群（ナセル頂部が１０５メートル以下の高さの複数の風力発電設備で構成されるものをいう。以下同じ。）において、同時に閃光する中光度白色航空障害灯が次の風力発電設備のナセル頂部に設置されている場合は、風力発電設備のナセル頂部以外に設置される航空障害灯を省略することができる。 ア．海抜高の最も高い物件 イ．当該風力発電設備群の輪郭を示す物件（ナセル頂部において隣り合う中光度白色航空障害灯の設置間隔が９００メートル以下となるように航空障害灯が設置されたものに限る。）	設置されている場合は、風力発電機のナセル頂部に設置する高光度航空障害灯を中光度白色航空障害灯又は中光度赤色航空障害灯に変更することができる。 ア．海抜高の最も高い物件 イ．当該風力発電機群の輪郭を示す物件（ナセル頂部において隣り合う航空障害灯の設置間隔が９００メートル以下となるように航空障害灯が設置されたものに限る。） （新設）	ため削除 航空法施行規則においてナセル頂部に設置する航空障害灯の種類を見直したため削除 150m 以上の風力発電設備においてタワー中間段の航空障害灯の設置が省略できる条件を規定
e. 物件群区域（規則第１２７条第１項第１３号に該当する複数の物件により構成されるものをいう。以下同じ。）の輪郭を示す物件（物件群区域を構成するものをいう。以下このe.において同じ。）及びその区域内の最も高い物件に航空障害灯が設置されている場合は、物件の頂部において隣り合う航空障害灯の設置間隔が１５０メートル以下であれば、その間に設置される当該物件の航空障害灯を省略することができる。また、物件群区域内の向かい合う壁面に設置される航空障害灯を省略することができる。	f. 物件群区域（規則第１２７条第１項第１０号に該当する複数の物件により構成されるものをいう。以下同じ。）の輪郭を示す物件（物件群区域を構成するものをいう。以下このe.において同じ。）及びその区域内の最も高い物件に航空障害灯が設置されている場合は、物件の頂部において隣り合う航空障害灯の設置間隔が１５０メートル以下であれば、その間に設置される当該物件の航空障害灯を省略することができる。また、物件群区域内の向かい合う壁面に設置される航空障害灯を省略することができる。	
f. 中光度赤色航空障害灯が設置された１５０メートル以上の物件（規則第１２７条第１項第１３号に該当する物件に限る。）の頂部に設置された中光度赤色航空障害灯とその航空障害灯の下方で高さ１５０メートルの地点から半径４５０メートルの円周を結ぶ範囲内に設置される他の中光度赤色航空障害灯がある場合は、これを規則第１２７条第１項第１号ニ(2)aに規定する低光度航空障害灯に変更することができる。また、当該物件の壁面（中光度赤色航空障害灯設置物件に向いた面）に設置される航空障害灯を省略することができる。	g. 中光度赤色航空障害灯が設置された１５０メートル以上の物件（規則第１２７条第１項第１０号に該当する物件に限る。）の頂部に設置された中光度赤色航空障害灯とその障害灯の下方で高さ１５０メートルの地点から半径４５０メートルの円周を結ぶ範囲内に設置される他の中光度赤色航空障害灯がある場合は、これを規則第１２７条第１項第１号ニ(2)aに規定する低光度航空障害灯に変更することができる。また、当該物件の壁面（中光度赤色航空障害灯設置物件に向いた面）に設置される航空障害灯を省略することができる。	誤記修正
g. 物件の設置者が複数に及ぶ場合は、上記d.、e.又はf.による省略又は光度変更条件に係る物件設置者間の合意の下航空障害灯の統一的な設置及び管理が行われること。	h. 物件の設置者が複数に及ぶ場合は、上記d.、e.又はf.による省略又は光度変更条件に係る物件設置者間の合意の下航空障害灯の統一的な設置及び管理が行われること。	
２．　（略）	２．　（略）	
別表１～別表４　（略） 別図１～別図２　（略）	別表１～別表４　（略） 別図１～別図２　（略）	
付録７～付録１０　（略）	付録７～付録１０　（略）	

改　　　正	現　　　行	備　考
付録１１ 風力発電設備（３１５m以下）の塗色による視認性確保 １．～２．　（略） ３．塗色及び航空障害灯設置例 （１）　（略） （２）塗色をする場合の航空障害灯設置例	付録１１ 風力発電機（３１５m以下）の塗色による視認性確保 １．～２．　（略） ３．塗色及び航空障害灯設置例 （１）　（略） （２）塗色をする場合の航空障害灯設置例	再エネ特措法施行規則に合わせ、「風力発電設備」に統一
（削る）	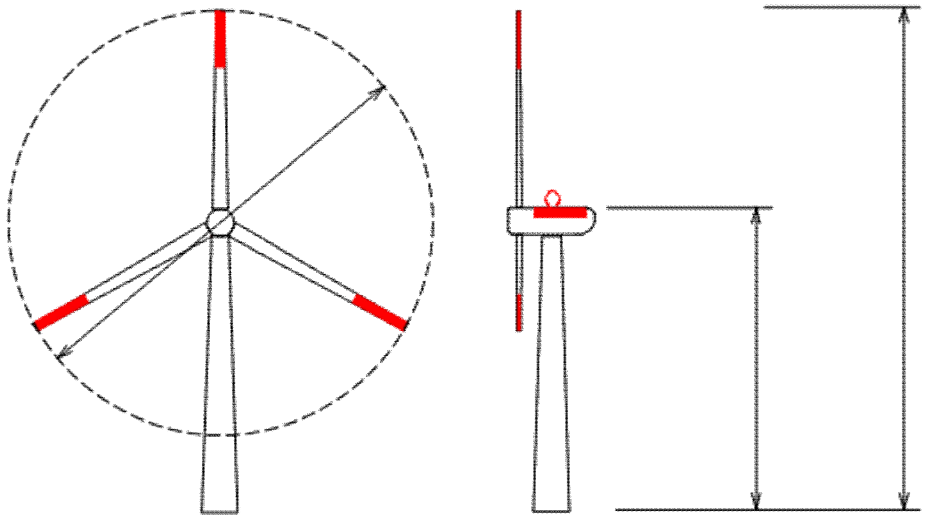 ブレード頂部の地上高（H）：６０m以上９０m未満 ナセル頂部の地上高　（L）：４５m未満 ○　低光度航空障害灯（10cd）	航空法施行規則の改正に合わせ、航空障害灯の設置例を変更 以下同じ
（削る）	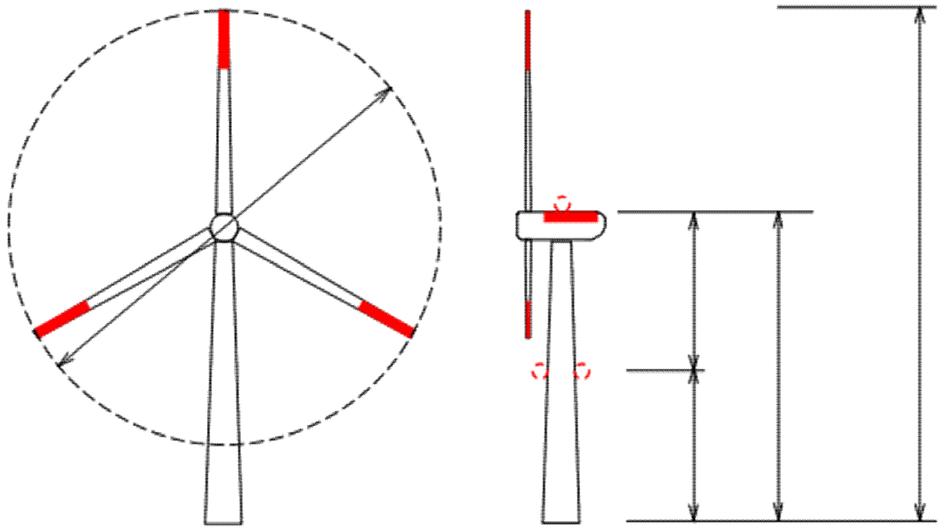 ブレード頂部の地上高（H）：６０m以上９０m未満 ナセル頂部の地上高　（L）：４５m以上 ○　低光度航空障害灯（32cd）	
（削る）		

改　　　　正	現　　　　行	備　　考
	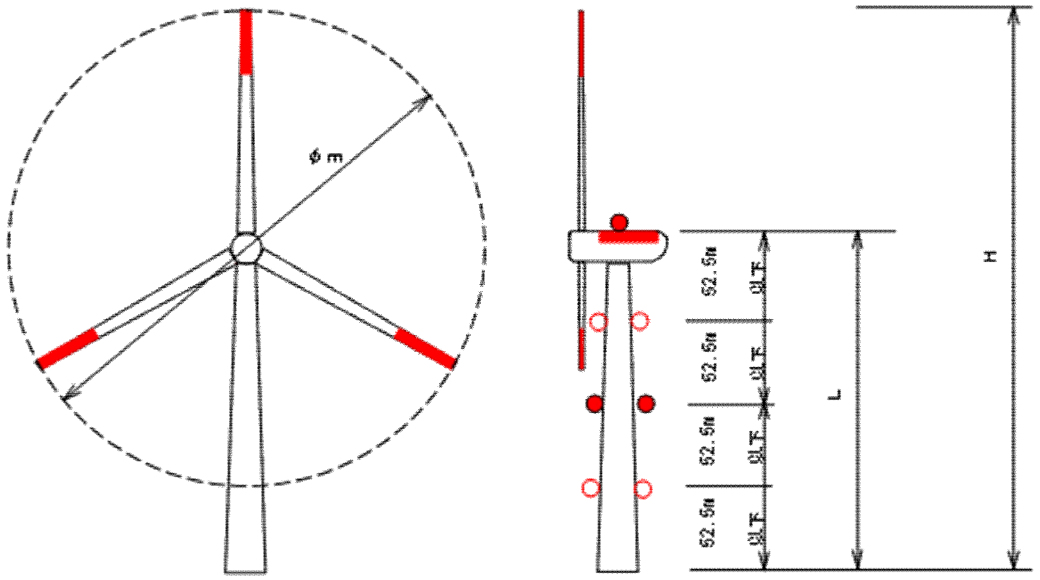 ブレード頂部の地上高（H）：９０m以上３１５m以下 ナセル頂部の地上高　（L）：４５m以上 ※５２．５m以下のほぼ等間隔の位置に中光度航空障害灯又は低光度航空障害灯を設置することとなります。 ●　中光度赤色航空障害灯　　○　低光度航空障害灯(32cd)	
・高さ１５０m未満の場合 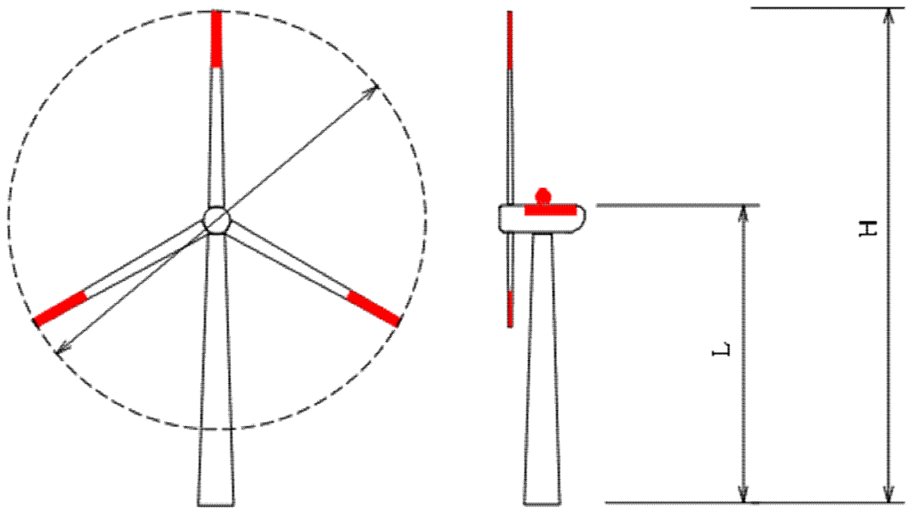 H：ブレード頂部の高さ L：ナセル頂部の高さ ●　中光度赤色航空障害灯	（新設）	

改　　正	現　　行	備　考
・高さ１５０m以上の場合 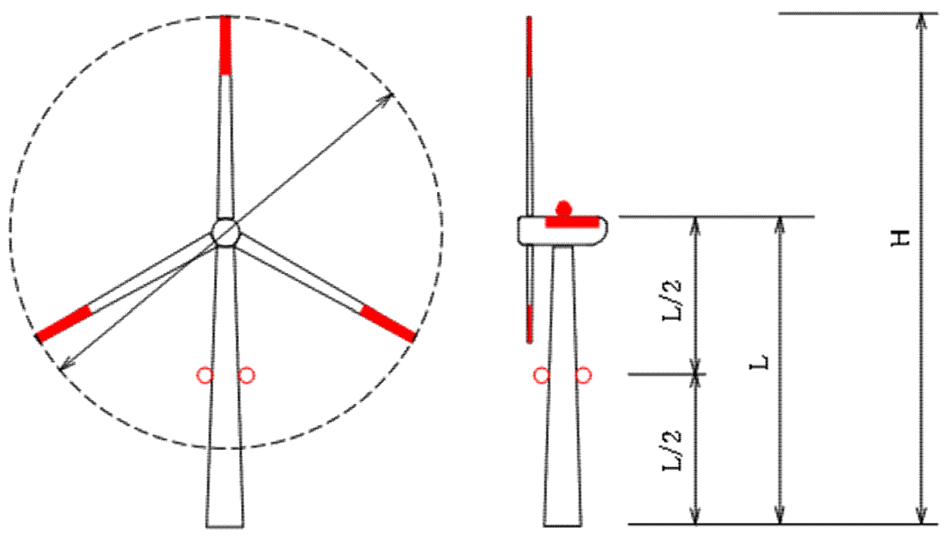 H：ブレード頂部の高さ L：ナセル頂部の高さ ●　中光度赤色航空障害灯　　○　低光度航空障害灯(32cd)	（新設）	
付録１２～付録１３　（略）	付録１２～付録１３　（略）	
付録１４ 航空障害灯及び昼間障害標識の設置について（届出）等の記入要領 １．～１０．　（略） １１．提出先 ①　東京航空局 〒１０２－００７４　東京都千代田区九段南１－１－１５　九段第２合同庁舎 東京航空局　保安部　航空灯火･電気技術課 ＴＥＬ　０３－５２７５－９２９６ ②　大阪航空局 ≪令和４年１２月４日まで≫ 〒５４０－８５５９　大阪市中央区大手前４－１－７６　大阪合同庁舎第４号館 大阪航空局　保安部　航空灯火･電気技術課 ＴＥＬ　０６－６９４９－６５２７ ≪令和４年１２月５日以降≫ 〒５４０－８５５９　大阪市中央区大手前３－１－４１　大手前合同庁舎 大阪航空局　保安部　航空灯火･電気技術課 ＴＥＬ　０６－６９３７－２７６６ 届出書類作成にあたり不明の場合は、上記に照会願います。 なお、届出書は各管轄空港事務所を経由して提出することができます。 １２．　（略）	付録１４ 航空障害灯及び昼間障害標識の設置について（届出）等の記入要領 １．～１０．　（略） １１．提出先 ①　東京航空局 〒１０２－００７４　東京都千代田区九段南１－１－１５　九段第２合同庁舎 東京航空局　保安部　航空灯火･電気技術課 ＴＥＬ　０３－５２７５－９２９６ ②　大阪航空局 〒５４０－８５５９　大阪市中央区大手前４－１－７６　大阪合同庁舎第４号館 大阪航空局　保安部　航空灯火･電気技術課 ＴＥＬ　０６－６９４９－６５２７ 届出書類作成にあたり不明の場合は、上記に照会願います。 なお、届出書は各管轄空港事務所を経由して提出することができます。 １２．　（略）	大阪航空局の庁舎移転に伴う変更

改　　　　正	現　　　　行	備　　考

改正

記入例（高光度航空障害灯又は中光度白色航空障害灯の設置について（照会））

文書番号
令和４年　４月　１日

東京（大阪）航空局長　殿

設置者　住所　東京都千代田区霞が関２－１－３
氏名　〇〇〇〇株式会社　社長　東京太郎

高光度航空障害灯（中光度白色航空障害灯）の設置について（照会）

航空法施行規則第１２７条第１項第２号（第４号又は第７号）の規定により、次のとおり高光度航空障害灯（中光度白色航空障害灯）を設置することについて、別添関係書類を添えて照会します。

記

１．航空障害物件

物件No.	物　　件	固有No.	地上高 m	海抜高 (TP)m	所　在　地	位　置 北緯／東経
1	〇　〇　煙　突		200.0	210.0	東京都千代田区 霞が関２－１－３	34　50　55 130　10　20

２．航空障害灯

物件No.	航空障害灯種類 (灯器型式)	設置灯数	設 置 位 置 (地上高) m	灯　器 製作所名	備　　考 （配 光 種 類 等）
1	FX-7s-200K FX-7s-200K	3 4	200.0 100.0	〇〇製作所 〇〇製作所	閃光 閃光

３．備　　考

設 置 予 定 期 日	令和４年　７月　１日
連絡先または回答送付先 役職名・住所・電話等	東京都千代田区霞が関２－１－３　東京航空㈱霞が関支店 管理課長　TEL 03-1234-1111
その他記事	高光度航空障害灯（中光度白色航空障害灯）の機能を維持できない場合は、昼間障害標識設置等の対策を実施します。 高光度航空障害灯（中光度白色航空障害灯）を設置することにより、グレア等の問題が生じた場合は、設置者の責任において影響調査を実施し、対処します。

４．添付資料
（１）航空障害物件位置図
（２）航空障害灯設置概略図
（３）高光度航空障害灯（中光度白色航空障害灯）のグレア検討書

現行

記入例（高光度航空障害灯又は中光度白色航空障害灯の設置について（照会））

文書番号
令和４年　４月　１日

東京（大阪）航空局長　殿

設置者　住所　東京都千代田区霞が関２－１－３
氏名　〇〇〇〇株式会社　社長　東京太郎

高光度航空障害灯（中光度白色航空障害灯）の設置について（照会）

航空法施行規則第１２７条第１項第２号（第４号）の規定により、次のとおり高光度航空障害灯（中光度白色航空障害灯）を設置することについて、別添関係書類を添えて照会します。

記

１．航空障害物件

物件No.	物　　件	固有No.	地上高 m	海抜高 (TP)m	所　在　地	位　置 北緯／東経
1	〇　〇　煙　突		200.0	210.0	東京都千代田区 霞が関２－１－３	34　50　55 130　10　20

２．航空障害灯

物件No.	航空障害灯種類 (灯器型式)	設置灯数	設 置 位 置 (地上高) m	灯　器 製作所名	備　　考 （配 光 種 類 等）
1	FX-7s-200K FX-7s-200K	3 4	200.0 100.0	〇〇製作所 〇〇製作所	閃光 閃光

３．備　　考

設 置 予 定 期 日	令和４年　７月　１日
連絡先または回答送付先 役職名・住所・電話等	東京都千代田区霞が関２－１－３　東京航空㈱霞が関支店 管理課長　TEL 03-1234-1111
その他記事	高光度航空障害灯（中光度白色航空障害灯）の機能を維持できない場合は、昼間障害標識設置等の対策を実施します。 高光度航空障害灯（中光度白色航空障害灯）を設置することにより、グレア等の問題が生じた場合は、設置者の責任において影響調査を実施し、対処します。

４．添付資料
（１）航空障害物件位置図
（２）航空障害灯設置概略図
（３）高光度航空障害灯（中光度白色航空障害灯）のグレア検討書

備考

航空法施行規則の改正に合わせ、第７号を追加

改　　正	現　　行	備　　考

改　正

記入例（架空線に係る高光度航空障害灯及び中光度白色航空障害灯の設置について（照会））

文書番号

令和４年　４月　１日

東京（大阪）航空局長　殿

設置者　住所　東京都千代田区霞が関２－１－３

氏名　○○○○株式会社　社長　東京太郎

高光度航空障害灯及び中光度白色航空障害灯の設置について（照会）

航空法施行規則第１２７条第１項第１０号の規定により、次のとおり高光度航空障害灯及び中光度白色航空障害灯を設置することについて、別添関係書類を添えて照会します。

記

１．航空障害物件

物件No.		固有No.	地上高 m	海抜高 (TP)m	所　在　地	位　置 北緯／東経
1	架空線	○○○○線 架空線 No.○○～No.△△ (径間長○○○m)	(最大値) ○○○	100.0		
		○○○○線 送電鉄塔 No.○○	50.0	90.0	東京都千代田区 霞が関○－○－○	34　50　△ 130　10　△
		○○○○線 送電鉄塔 No.△△	45.0	105.0	東京都千代田区 霞が関○－○－○	34　50　□ 130　10　□

２．航空障害灯

物件 No.	固有No.	航空障害灯種類 (灯器型式)	設置 灯数	設 置 位 置 (地上高) m	灯　器 製作所名	備　考 (配 光 種 類 等)
1	○○○○線 送電鉄塔 No.○○	ＦＸ－７－２００K	1	50.0	○○製作所	閃　光
	○○○○線 送電鉄塔 No.△△	ＦＸ－７S－２０K	1	45.0	○○製作所	閃　光

３．備　　考

設 置 予 定 期 日	令和４年　７月　１日
連絡先または回答送付先 役職名・住所・電話等	東京都千代田区霞が関２－１－３　東京航空㈱霞が関支店 管理課長　TEL 03-1234-1111
その他記事	高光度航空障害灯又は中光度白色航空障害灯の機能を維持できない場合は、昼間障害標識設置等の対策を実施します。 高光度航空障害灯及び中光度白色航空障害灯を設置することにより、グレア等の問題が生じた場合は、設置者の責任において影響調査を実施し、対処します。

４．添付資料

（１）航空障害物件位置図

（２）航空障害灯設置概略図

（３）高光度航空障害灯及び中光度白色航空障害灯のグレア検討書

現　行

記入例（架空線に係る高光度航空障害灯及び中光度白色航空障害灯の設置について（照会））

文書番号

令和４年　４月　１日

東京（大阪）航空局長　殿

設置者　住所　東京都千代田区霞が関２－１－３

氏名　○○○○株式会社　社長　東京太郎

高光度航空障害灯及び中光度白色航空障害灯の設置について（照会）

航空法施行規則第１２７条第１項第７号の規定により、次のとおり高光度航空障害灯及び中光度白色航空障害灯を設置することについて、別添関係書類を添えて照会します。

記

１．航空障害物件

物件No.		固有No.	地上高 m	海抜高 (TP)m	所　在　地	位　置 北緯／東経
1	架空線	○○○○線 架空線 No.○○～No.△△ (径間長○○○m)	(最大値) ○○○	100.0		
		○○○○線 送電鉄塔 No.○○	50.0	90.0	東京都千代田区 霞が関○－○－○	34　50　△ 130　10　△
		○○○○線 送電鉄塔 No.△△	45.0	105.0	東京都千代田区 霞が関○－○－○	34　50　□ 130　10　□

２．航空障害灯

物件 No.	固有No.	航空障害灯種類 (灯器型式)	設置 灯数	設 置 位 置 (地上高) m	灯　器 製作所名	備　考 (配 光 種 類 等)
1	○○○○線 送電鉄塔 No.○○	ＦＸ－７－２００K	1	50.0	○○製作所	閃　光
	○○○○線 送電鉄塔 No.△△	ＦＸ－７S－２０K	1	45.0	○○製作所	閃　光

３．備　　考

設 置 予 定 期 日	令和４年　７月　１日
連絡先または回答送付先 役職名・住所・電話等	東京都千代田区霞が関２－１－３　東京航空㈱霞が関支店 管理課長　TEL 03-1234-1111
その他記事	高光度航空障害灯又は中光度白色航空障害灯の機能を維持できない場合は、昼間障害標識設置等の対策を実施します。 高光度航空障害灯及び中光度白色航空障害灯を設置することにより、グレア等の問題が生じた場合は、設置者の責任において影響調査を実施し、対処します。

４．添付資料

（１）航空障害物件位置図

（２）航空障害灯設置概略図

（３）高光度航空障害灯及び中光度白色航空障害灯のグレア検討書

備　考

航空法施行規則の改正に合わせ、引用条項の変更

改正	現行	備考

改正

記入例（風力発電設備の塗色による視認性確保について（照会））

文書番号
令和４年　４月　１日

東京（大阪）航空局長　殿

設置者　住所　東京都千代田区霞が関２－１－３
氏名　〇〇〇〇株式会社　社長　東京太郎

風力発電設備の塗色による視認性の確保について（照会）

航空法第５１条の２第１項の規定による昼間障害標識の設置について、次による塗色方法により「昼間において航空機からの視認性が困難であると認められる煙突、鉄塔その他国土交通省令で定める物件」には該当しないと考えられることから、別添関係書類を添えて照会します。

記

１．航空障害物件

物件No.	物件	固有No.	地上高 m	海抜高 (TP)m	所在地	位置 北緯／東経
1	風力発電設備 定格出力：　kw 回転数：　rpm		140.0	210.0	東京都千代田区 霞が関２－１－３	34　50　55 130　10　20

２．必要となる昼間障害標識

物件No.	塗色 等分	施工場所	JIS W8301で規定	
1	7	地上から頂上まで	黄赤	白

３．塗色方法

物件No.	塗色 施工場所	JIS W8301で規定 赤	黄赤	白
1	ブレード及びナセル部 （添付塗色設置概略図面のとおり）		○	○
	上記以外			○

４．備　　考

設置期日	令和４年　７月　１日
連絡先または回答送付先 役職名・住所・電話等	東京都千代田区霞が関２－１－３　東京航空㈱霞が関支店 管理課長　TEL 03-1234-1111
その他記事	塗色の維持が困難となったときは、速やかに昼間障害標識（７等分、JISW8301による黄赤及び白）又は中光度白色航空障害灯の設置を行います。

５．添付資料
（１）昼間障害標識の設置が困難な理由書
（２）航空障害物件位置図
（３）塗色設置概略図面（正面図、側面図）
（４）塗色（赤色部分）面積算出根拠書

現行

記入例（風力発電機の塗色による視認性確保について（照会））

文書番号
令和４年　４月　１日

東京（大阪）航空局長　殿

設置者　住所　東京都千代田区霞が関２－１－３
氏名　〇〇〇〇株式会社　社長　東京太郎

風力発電機の塗色による視認性の確保について（照会）

航空法第５１条の２第１項の規定による昼間障害標識の設置について、次による塗色方法により「昼間において航空機からの視認性が困難であると認められる煙突、鉄塔その他国土交通省令で定める物件」には該当しないと考えられることから、別添関係書類を添えて照会します。

記

１．航空障害物件

物件No.	物件	固有No.	地上高 m	海抜高 (TP)m	所在地	位置 北緯／東経
1	風力発電機 定格出力：　kw 回転数：　rpm		140.0	210.0	東京都千代田区 霞が関２－１－３	34　50　55 130　10　20

２．必要となる昼間障害標識

物件No.	塗色 等分	施工場所	JIS W8301で規定 赤	黄赤	白
1	7	地上から頂上まで		○	○

３．塗色方法

物件No.	塗色 施工場所	JIS W8301で規定 赤	黄赤	白
1	ブレード及びナセル部 （添付塗色設置概略図面のとおり）		○	○
	上記以外			○

４．備　　考

設置期日	令和４年　７月　１日
連絡先または回答送付先 役職名・住所・電話等	東京都千代田区霞が関２－１－３　東京航空㈱霞が関支店 管理課長　TEL 03-1234-1111
その他記事	塗色の維持が困難となったときは、速やかに昼間障害標識（７等分、JISW8301による赤又は黄赤及び白）又は中光度白色航空障害灯（高光度航空障害灯）の設置を行います。

５．添付資料
（１）昼間障害標識の設置が困難な理由書
（２）航空障害物件位置図
（３）塗色設置概略図面（正面図、側面図）
（４）塗色（赤色部分）面積算出根拠書

備考

再エネ特措法施行規則に合わせ、「風力発電設備」に統一

風力発電設備に設置される昼間障害標識の色は黄赤と白のため赤の欄を削除

航空法施行規則の改正に合わせ、風力発電設備に高光度航空障害灯の設置がなくなるため削除